



CONTEMPORARY ISSUES ON DRUGS 薬物に関する現代の課題





CANNABIS AND PSYCHEDELICS:
DEVELOPMENTS IN REGULATORY
CHANGES AND IN THE ENVIRONMENT
ENABLING NON-MEDICAL USE OF
CONTROLLED SUBSTANCES

大麻と幻覚剤:

管理物質(薬物)に対する規制の変化と非医療的 使用を可能にする環境の新しい展開 © United Nations, June 2024. All rights reserved worldwide.

This publication may be reproduced in whole or in part and in any form for educational or

non-profit purposes without special permission from the copyright holder, provided

acknowledgement of the source is made. The United Nations Office on Drugs and Crime

(UNODC) would appreciate receiving a copy of any publication that uses this publication as

a source.

Suggested citation:, UNODC, World Drug Report 2024 (United Nations publication, 2024).

No use of this publication may be made for resale or any other commercial purpose whatsoever

without prior permission in writing from UNODC. Applications for such permission, with a

statement of purpose and intent of the reproduction, should be addressed to the Research and

Trend Analysis Branch of UNODC.

DISCLAIMER The content of this publication does not necessarily reflect the views or

policies of UNODC or contributory organizations, nor does it imply any endorsement.

Comments on the report are welcome and can be sent to: Research and Trend Analysis Branch

United Nations Office on Drugs and Crime PO Box 500 1400 Vienna Austria E-mail:

wdr@un.org

Website: https://www.unodc.org/unodc/en/data-and-analysis/world-drug-report-

2024.html

薬物の製造と不正取引における主要な進展を掘り下げ、薬物使用のパターンと関連する 害を調査した UNODC の Flag Ship である World Drug Report の 2024 年版を発表できる ことを誇りに思います。

この包括的な World Drug Report の 2024 年版は、世界の薬物問題の絶え間なく進化する課題を明らかにし、違法な麻薬取引に関連する苦しみ、死、暴力の厳しい現実を描いています。

組織犯罪グループは、法の支配の不安定性とギャップを利用して薬物不正取引活動を拡大し、脆弱な生態系に損害を与え、人身売買などの他の形態の組織犯罪を引き起こしています。コカインの生産量は過去最高に達しており、ラテンアメリカでの生産量の増加に加え、ヨーロッパ、アフリカ、アジアでの薬物使用や市場の拡大も相まって、過去最高を記録しています。また、南西アジア、中近東、南東ヨーロッパでの覚醒剤・アンフェタミン不正取引の増加や、北米でのフェンタニルの過剰摂取など、合成薬物が人々やコミュニティに大きな害を及ぼしています。一方、アフガニスタンでは、事実上の当局があへん禁止令を発令した。これは、農民の生活や収入に大きな影響を与えており、持続可能な人道的対応が求められています。

今年の World Drug Report は、アフガニスタンでのあへん禁止の影響、薬物障害治療へのアクセスが限られている女性の間での合成薬物の無作為使用、ゴールデントライアングルにおける薬物取引と組織犯罪との関連性、大麻と幻覚剤に関する規制と立法の変更の概要に特化した特別な章を特集しています。

このWorld Drug Report の 2024 年版には、初めて健康と薬物使用の権利に関する章も含まれており、この権利の実現と進捗状況の評価に関する将来の議論の出発点となることを願っています。世界の薬物問題の影響を受けたあまりにも多くの人々、特に薬物使用に対する偏見や差別に直面し続けている女性たちが、健康への権利を否定されています。健康への権利はすべての人に普遍的であり、薬物を使用する人々は、コミュニティのすべてのメンバーとともに、その権利を享受しなければなりません。これは、包括的で、効果的で、自発的で、すべての人が差別なく利用でき、人々の尊厳を守る薬物治療、ケア、サービスを提供することを意味します。

World Drug Report の 2024 年版は、健康介入と並行して、違法薬物市場を対象としたより戦略的な司法介入を求めています。最新のデータによると、700 万人が薬物関連の犯罪で法律に触れていましたが、その 3 分の 2 は薬物使用または使用のための所持でした。司法の対応は、麻薬取引を煽る上で重要なトップレベルのアクターに焦点を当て、麻薬使用者の治療を支援しながら、取引業者に責任を負わせようとしている必要があります。

さらに、薬物経済を解体するための長期的な取り組みは、単に違法な作物や収入を代替 えするだけでなく、貧困、開発不足、不安定さなど、違法な作物栽培の背後にある根本的 な構造的原因に対処する社会経済的機会と代替手段を提供する必要があります。

また、合成薬物使用のリスクが特に高い若者を薬物取引に引き入れる要因にも的を絞らなければなりません。これらのパターンと傾向に光を当てるにあたり、この World Drug Report の 2024 年版が、政策立案者、研究者、およびすべての利害関係者が、世界の薬物問題によってもたらされる課題に対処するための政策対応を形成し、行動を動員するための重要なリソースと証拠基盤として機能することを願っています。

Ghada Waly, Executive Director United Nations Office on Drugs and Crime

Shada Wal

04 第4章 その1

大麻: 規制の変化と管理物質(薬物)の非医療的使用を可能にする環境の新しい展開

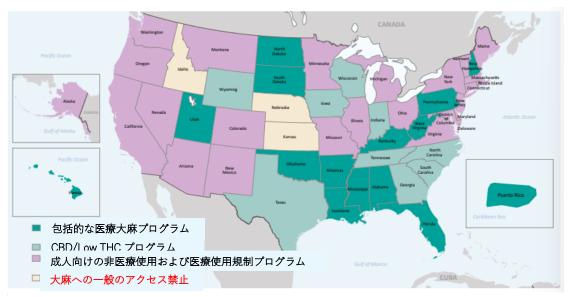
過去 10 年の間に、カナダ、ウルグアイ、および米国のいくつかの州で薬物に関する政策が変更され、成人集団における大麻の非医療使用のための完全なサプライチェーン(栽培、生産、販売)の開発が合法化された。これらの州・管轄区域での政策変更以来、他の地域でも新しい政策の展開が見られる。

北米では、医療大麻市場の波及と擁護団体によるロビー活動という文脈で政策変更が行われ、大麻使用のリスクに対する一般の認識が低下した。業界と一部の州・管轄区域の両方での商業的利益も、政策変更を推進する役割を果たした可能性がある¹。

過去 20 年間で、1970 年代の休止期間の後、幻覚物質の治療的使用と、さまざまな精神疾患の治療に使用するための臨床研究への投資に新たな関心が寄せられている。しかし、現在進行中の医学研究の有望な結果は、すでに政策変更につながっており、米国のいくつかの州・管轄区域で「準治療的」使用 3.4、オーストラリアでの医療使用、カナダの 1 つの州・管轄区域で幻覚剤へのアクセスが許可されている 5。さらに、より広範な「サイケデリック・ルネッサンス」 6.7、8 の中には、科学的な治療上の証拠や医療利用のガイドラインの策定を凌駕する可能性のある開発があり、この状況が、1971 年の向精神薬に関する条約により、正式に認可された者によって科学的かつ極めて限定的な医療目的でのみ許可されている幻覚剤の使用 9 において、監視されない「準治療的」および非医療的使用への広範なアクセスを奨励する環境を作り出す可能性がある。幻覚剤への商業的関心の高まりとともに、幻覚剤におけるこれらの開発は、一部の法域で非医療用大麻への広範なアクセスの道が広げられた展開と似ているが、幻覚剤の場合はより速く、より大きくなっているようである。

これらの問題を探求するにあたり、この章では、合法化を超える規制変更、あるいは非 医療用大麻の流通チェーン全体の合法化についての増大する状況をレビューし、カナダ、 米国、ウルグアイにおいて実施されている非医療用大麻のサプライチェーン全体の合法化 の影響を測るための関連するいくつかの指標について最新情報を提供する。この章の最後 の部分では、非医療用途での大麻へのアクセスの展開と並行して、臨床試験や医学研究を 超えた商業的利益によって進められるさまざまな展開についても考察する。これにより、 監視されていない非医療環境での幻覚物質へのアクセスの道がさらに開かれる可能性があ る。

大麻の非医療使用および医療大麻の使用を許可する米国の管轄区域と MAP 大麻へのアクセスを許可しない管轄区域、2023年12月



この地図に示されている境界と名前、および使用されている指定は、国連による公式の承認または 承認を意味するものではない。出典:全米州議会会議、2023年 12月

医療用大麻

2020 年現在、64 カ国が国内法に規定を設けているかガイドラインを策定しており、さまざまな病状に対するカンナビノイド医薬品や大麻ベースの製品の医療使用を認めている。。患者に医療用大麻由来の製品へのアクセスを提供する規制アプローチは、国によって異なる。その一部には、非常に特殊な病状を持つ患者が、市場承認を得た大麻製品のみにアクセスできるというアプローチがあるーこれは、品質、有効性、安全性の基準に基づいて、医薬品のマーケティングをサポートするための証拠をレビューおよび評価し、決められた投与量と使用の適応という特定の状況下で製品を販売するためのライセンスを付与するプロセスである。その対極にあるのが、自己申告した疾患を持つ人なら誰でも、医師の推薦やマリファナ調剤師の裁量による医療調剤薬局を通じて、または医療用の大麻植物の自家栽培を通じて、品質を限定的に管理して製造された大麻由来の製品(THC 含有量が高く、CBD 含有量が少ない製品を含む)にアクセスできるというアプローチである。。

1980 年代半ばにエンドカンナビノイド・システム(体内カンナノイド受容体)が発見され、1990 年代を通じてそのシステムに対する理解が深まった後、大麻と大麻抽出物の治療的使用の可能性に対する新たな関心が高まった b.c。しかし、特定の疾患の治療におけるカンナビノイドの有効性の証拠は限られており、通常、カンナビノイドは、患者がその疾患の従来の治療に反応しなかった後、または補助療法としての使用が推奨される d.c。化学療法による吐き気や嘔吐、成人の慢性疼痛、多発性硬化症の痙縮症状のある者、てんかんの治療に大麻やカンナビノイドが有効であるという結論付けされたあるいは実質的な証拠が示されている f.g.h。しかし、他の疾患の治療における大麻の有効性の証拠は、現時点では、中程度か不十分、または決定的なものではない f.

- a UNODC, World Drug Report 2023, Booklet 2, Contemporary Issues on Drugs, 2023.
- b Roger G Pertwee, "Cannabinoid Pharmacology: The First 66 Years: Cannabinoid Pharmacology", British Journal of Pharmacology 147, No. S1 (January 2006): S163-71.
- c Vincenzo Di Marzo and Stefania Petrosino, "Endocannabinoids and the Regulation of Their Levels in Health and Disease", Current Opinion in Lipidology 18, No. 2 (April 2007): 129–40.
- d Adjunctive treatment of therapy means that certain medications are added to other medical treatment rather then used on their own.
- e European Monitoring Centre for Drugs and Drug Addiction, Medical Use of Cannabis and Cannabinoids: Questions and Answers for Policymaking (Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2018).
- f National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine and Board on Population Health and Public Health Practice, The Health Effects of Cannabis and Cannabinoids: The Current State of Evidence and Recommendations for Research, The National Academies

- Collection: Reports Funded by National Institutes of Health (Washington D.C.: National Academies Press, 2017).
- g Anne Katrin Schlag, "An Evaluation of Regulatory Regimes of Medical Cannabis: What Lessons Can Be Learned for the UK?", Medical Cannabis and Cannabinoids 3, No. 1 (15 January 2020): 76–83.
- h Penny F. Whiting et al., "Cannabinoids for Medical Use: A Systematic Review and Meta-Analysis", JAMA 313, No. 24 (23 June 2015): 2456.

非医療用大麻へのアクセスを許可する規制の変更

2024年1月現在、カナダ ¹⁰ とウルグアイ ¹¹ は立法手続きを通じて、また米国の 27 の管轄区域(23 州、3 準州、コロンビア特別区)^{12、13} は、住民投票または立法措置を通じて、非医療用大麻の製造と販売を許可する法的規定を制定している。これらの州・管轄区域に加えて、米国の他の 15 の州レベルの管轄区域では、さまざまな程度の許容範囲で医療大麻プログラムに関する規定があり、9 つの管轄区域では、「低 THC、高 CBD」の製品について、限られた状況での医療使用を許可している。大麻の非医療使用が合法化されたカナダと米国の州・管轄区域のほとんどは、営利産業による生産と販売を許可しているが、ウルグアイでは、部分的に管理され、州が規制した小売市場があり、商業化は限られている¹⁴。合法化に先立って、さまざまな程度の管理と規制で、大麻の医療使用を幅広い条件で許可する措置が取られている。規制、実施方法 ¹⁵、およびサプライチェーンの管理における異なるアプローチは、特に公衆衛生と公共安全の結果に関連して、非医療大麻市場にさまざまな影響を与えている ^{16、17、18、19}。

カナダ、米国、ウルグアイで見られる、大麻の非医療使用のための全サプライチェーン 合法化または管理下での開発に加えて、他の国では他の立法アプローチも出現しており、 さまざまな状況下での非医療使用のための大麻栽培と販売のさまざまなレベルが許可され ている。これらの様相は、医療以外の目的で大麻を規制するアクセスの程度を多様なもの にしている。

ドイツ

ドイツでは、2024 年 4 月 1 日に大麻法(Cannabisgesetz, CanG)が施行され、2024 年 7 月 1 日からは、大麻クラブでの非営利的な共同栽培に関する法律が施行される 20 。同法の第 1 の柱は、成人が個人的な使用のために私的に自己栽培すること、および大麻クラブや協会での大麻の非商業的な栽培を認めたことである。また、同法の第 2 の柱は、非医療用大麻の商業流通チェーンを策定する地域パイロットプロジェクトを認めたことである 21 。

この法律の主な目標は、特に子供や若者の健康を保護することに焦点を当てることとされている。具体的には;教育と予防;違法な大麻市場の抑制である。法律の規定により、成人は公共の場で25グラムの大麻を所持すること、自宅での栽培として最大3本の大麻植物を栽培すること、個人使用のために自宅で50グラムを所持することが許可されている。

非営利の大麻クラブでは、個人的な使用のために大麻を栽培し、会員に配布することが許可されている。栽培クラブは、18歳以上で、少なくとも6か月間ドイツに居住している500人の会員に限定される。栽培クラブの会員は、個人消費のために1日あたり最大25グラムの大麻と月に最大50グラムの大麻を受け取ることができる。18歳から21歳までの非営利の大麻クラブの会員には、特定の規定が施行されている。そのような若年の会員にたいしては、分配できる大麻の量は、月に30グラムに制限され、許容されるTHC含有量は10%に制限されている。大麻クラブは、学校、子供や青少年の施設、遊園地から200メー

トル以内では許可されていない。大麻栽培エリアは公に見えてはならず、外部からのアクセスができない様にする必要がある。

大麻の使用は、子供や青少年がすぐそばにいる場所、および子供や青少年が定期的に訪れる施設や場所の周りの立ち入り禁止区域内では許可されない。さらに、大麻製品とクラブの両方について、広告と財政支援は厳しく禁じられている。さらに、大麻を使用する人々や特定のグループを対象とした意識向上キャンペーンと予防活動が開始される予定である。大麻法の影響は段階的に評価され、2年後に中間報告が、施行から4年後に最終報告が予定されている。

ルクセンブルク

ルクセンブルクでは、2023 年 6 月から新しい法律が施行され、自宅での非医療用大麻の 栽培と所持が合法化された。法案第 8033 号は、「非医療用途のための大麻への合法的なア クセスのためのパイロットプロジェクト」²² の第一段階であり、1973 年 2 月 19 日の医薬 品販売および薬物嗜癖との闘いに関する法律を改正することにより、個人使用のための大 麻植物を 1 世帯あたり最大 4 本まで規制することを目的としている。コンプライアンス (法律順守)を確保し、不正な栽培を防ぐために、厳格なガイドラインが設けられている。 大麻植物は人目につかないようにしなければならず、個人的な使用は私的な空間に厳密に 制限されている。これらの規則に違反した場合、刑事罰が科せられる²³。

このような個人栽培の規制に取り組む中で、ルクセンブルクは、公共の場での少量(3 グラム未満)の所持に関連する罰則を変更する新しい規制を導入した ²⁴。公共の場での大麻の使用は依然として禁止されているが、3 グラム未満を所持または運搬していることが判明した成人は、現在、刑事訴訟の複雑さが軽減され、迅速化されている。罰金は 25 ユーロから500 ユーロの間に減額され、145 ユーロの警察の警告のオプションもある ²⁵。 公共の場での少量の大麻に対する自家栽培の合法化と罰則の軽減は、パイロットプロジェクトの一連の初期措置であり、その目標は違法市場とその公衆衛生と安全への影響を抑制すること、そして、非医療目的での大麻の供給を規制することとされている。ただし、このパイロットプロジェクトは、継続的な評価と適応の検討対象とされている。公衆衛生をさらに保護し、潜在的に安全でない大麻製品の規制されていない並行市場の出現を防ぐために、パイロットプロジェクトは、パイロットプロジェクトの省庁間ワーキンググループが推奨するように、将来 THC 含有量が 0.3%を超える大麻種子の私的および個人的な使用のための包装と物理的な販売に関する規制を実施することを目指している。これらの措置は、非医療用大麻製品の品質と安全性を確保しつつ、それらへのアクセス制御を容易にすることを目的としている ²⁶。

マルタ

2021 年、マルタは大麻の責任ある使用のための行政担当部署を設立し、大麻に関する既存の法律を改正する法律を可決した ²⁷。18 歳以上の人が個人使用のために最大 7 グラムの大麻を所持すること、および安全で目立たない場所で最大 4 本の大麻植物を個人的に栽培することは、もはや犯罪としていない。ただし、大麻の消費は私的な空間に限定されており、公共の消費は行政罰金につながる可能性がある。大麻の 7 グラム以上から 28 グラムまでの個人的な所持は、現在も、違反と見なされ、50 ユーロから 100 ユーロの行政罰金が科せられる ²⁸。 さらに、7 グラムの個人制限を超える過度の所持、または密輸や密売の疑いがある場合は、警察による大麻の押収につながる可能性がある。最後に、大麻の最大所持量は、居住者の数に関係なく、自分の登録された住居内で 18 歳以上の者が個人で使用するための乾燥大麻 50 グラムと植物 4 本に制限されており、大麻植物を人々の目に見えないようにしなければならない ²⁹。

また、個人は、会員が医療以外の目的で大麻を栽培することに特化した大麻ハームリダクション協会(CHRA)を設立または参加することも認められている。これらの認可を受けた団体は、大麻の責任ある使用のための当局への登録を含む、厳しい規制を遵守しなければならない。当局は、大麻を栽培および所有してその会員に配布する民間団体を規制するだけでなく、大麻に関する国家政策について政府に助言し、非医療目的での大麻の使用を監視するメカニズムを導入する責任を持つ。大麻栽培のためのこれらの協会は、非営利ベースで運営し、マルタの自主組織法のガイドラインを遵守する必要がある。大麻の配布は厳密に会員に制限されており、各協会は500人の会員数を超えることを禁じられているが、大麻使用者はそのような協会のひとつだけの会員になることができるよう制限されている。追跡可能性(トレーサビリティ)と説明責任を確保するために、協会が配布する各貨物には、明確なマーキングを付ける必要がある。さらに、協会は会員の登録を維持し、会員あたり最大7グラムの毎日の配布制限と会員あたり50グラムの月間制限を遵守することが義務付けられている30。

オランダ王国

オランダ王国では、非医療用大麻の所持と販売は刑事犯罪である。それにもかかわらず、オランダの法律では、大麻(マリファナまたはハシシ)または大麻植物 5 グラムを超えない量については容認されている ³¹。同様に、オランダ王国では大麻の生産と流通が禁止されているが、大麻コーヒーショップの小売業者(敷地内で大麻を消費できるのは店内にいる者のみ)は、違法市場から大麻を調達しており、これは、しばしば「バックドア問題(裏口問題)」と呼ばれる現象として知られている。最近、オランダ政府は、ブレダとティルブルフの自治体をはじめとして 10 の自治体で、非医療用途の大麻の栽培を許可し、その供給を正式に管理することを始めた ³²。 これは、そのような非犯罪化を実施する最も適切な方法を検討し、サプライチェーンの非犯罪化が公衆衛生と安全に及ぼす影響を評価しようとする

ものである。具体的には、この実験は、「品質管理された大麻の生産と流通が、生産から販売までの全チェーンで実施され、非犯罪化されるかどうか、またそれをどのように実現できるか、さらに、閉鎖的な供給チェーンが効果的であるかどうかを評価する」ことを目的としている³³。

参加自治体のコーヒーショップは、広告の禁止、1人1日あたり最大5グラムの許容量、公共の迷惑行為の禁止、アルコールとハードドラッグの禁止など、実験中にこれまでの多くの既存のルールを引き続き遵守しなければならない³⁴。また、 承認された栽培者からのみ大麻を購入、保管および販売する。また、在庫と販売の両方の大麻の種類と量、その出所、および薬物の輸送に関与する運送業者に関する情報を記録する必要がある。また、コーヒーショップは、大麻の販売がオランダ王国の居住者のみに行われるようにしなければならず、また、そのスタッフは、医療大麻以外の使用とそれに伴うリスクに関する情報を顧客に提供するための訓練を受けなければならない³⁵。

南アフリカ

南アフリカでは、2018年に憲法裁判所が下した判決により、成人が私邸で大麻を所持、使用、栽培することを禁じる国内法の規定が同国の憲法に違反すると判断された ³⁶。しかし、憲法裁判所は、関連する法律においてこれらの憲法違反を是正する方法について議会が審議することを可能にするために、その命令の適用を 24 ヶ月間停止した ³⁷。

この停止期間中、成人による私的な大麻の所持、使用、栽培は刑事犯罪とは見なされないが、一方、公共の場での、または未成年者や同意のない成人の面前での大麻の使用は引き続き禁止された³⁸。

憲法裁判所が提起した問題に対処するために、2023 年に新しい私的目的のための大麻法案が国民議会で承認された。この法律は現在、議会の上層部である全国州評議会に上げられている。この法案は、個人の住居で成人が大麻を栽培、所持、使用するための法的規定を定めている。栽培に使用される種子や苗の量に制限はないが、栽培自体は、大人 1 人あたり 4 本の顕花大麻草またはそれに相当するもの、または 2 人以上の大人が住む住居あたり 8 本の顕花大麻草またはそれに相当するものに制限されている³。 また、公共の場での大麻の個人所持は、乾燥大麻またはそれに相当するもの 100 グラム、または 1 本の顕花大麻草またはそれに相当するもの 100 グラム、または 1 本の顕花大麻草またはそれに相当するもの 100 グラムの乾燥大麻、または 2 人以上の大人が住む住居 1 人あたり 1,200 グラムが最大許容される。大麻の販売は法案の下で禁止されたままであるが、大麻を贈与することは特定の規定の下で許可されている。贈与の規定量は、栽培材料の場合、30 個の種子または苗木または制限を超えない組み合わせ、つまり、1 つの顕花大麻草またはそれに相当するもの、または 100 グラムの乾燥大麻またはそれに相当するものである。さらに、この法案は、乾燥大麻由来の製品、および前述の規定によって設定された制限外の大麻植物および栽培材料の栽培、所持、提供、および取引に関連する活動は犯罪化している。この規定に違反し

た場合の罰則は、罰金(例えば、公共の場での大麻吸煙)から、取引可能な量または商業的な量の乾燥大麻製品の所持に対するものまでに対しての6年から15年の懲役まで多岐にわたる。

スイス

2021 年以降、スイスは麻薬法に基づくパイロット試行に関する条例(BetmPV)を通じて、州、市町村、大学、その他の組織が協力してパイロット試行を実施し、代替規制戦略が大麻の非医療使用に与える影響を評価し、スイスの大麻市場の規制の可能性とその限界に関する意思決定に情報を提供するためのエビデンスを得ることを許可している 41.42。パイロット試行は最長 5 年間実施され、1 回限りの 2 年間の延長も可能としている。各パイロット試行の参加者数は5,000人を超えてはならず、すでに非医療用大麻を使用していることを証明できる成人のみが参加資格がある。各パイロット試行は、スイスの状況に固有の優先事項は何であるかを調査することを目的としている。これらには、個人および公衆の健康促進、公共の秩序の促進と大麻に関連する犯罪の減少、未成年者の医療以外の大麻の使用からの保護、危険にさらされている若者のための支援メカニズムの構築、および規制監督と管理されたサプライチェーンの確立を目指す大麻の効果的かつ公平なガバナンスを確保するための措置などが含まれている。

現在、スイスでは 7 つの承認された大麻のパイロット試行がある。全体として、これら のパイロット試行は、大麻市場の規制がもたらす国民の健康と公共の安全についての改善 効果をよりよく理解するために、さまざまな流通モデルと規制モデルの比較理解を可能に するように設計されている。Basel 州では、パイロット試行ひとつである Weed Care(大麻 ケア)が、薬局を通じた非医療大麻の規制販売が、調査研究参加者の大麻使用パターンと 健康にどのような影響を与えているか、を現在の状況(大麻が違法市場から供給されてい る)と比較して調査している ⁴⁴。Liestal と Allschwil の地域で行われている Grashaus プロジ ェクトは、訓練を受けた販売員が、大麻ショップで「有機栽培の高品質の大麻」をきちん と企画され、管理された方法で販売した場合の、大麻消費パターンの変化、非医療大麻の 使用による害の軽減、違法に調達された大麻の使用とそれに伴う問題の最小化、身体的、 心理的、社会的な観点からの全体的な健康と幸福の促進につながる可能性はどのようなも のであるかを研究している 45。 Geneva では、La Cannabinothèque が、非医療大麻への規 制されたアクセスを提供するプログラムがどの程度理解を高めることができるかを評価す ることを目指している 46。Zurich では、パイロット試行の Züri Can が、大麻使用パターン と調査参加者の健康に対する影響を調査するために、管理された栽培から選ばれた非医療 大麻製品を調達し、さまざまな販売店を通じて配布している47。 また、非医療大麻市場を 規制するカナダ Quebec 州のモデルに基づいて、Lausanne の Cann-L では、違法市場から の供給に代わるものとしての非営利の大麻販売アプローチの実現可能性と潜在的な効果を 評価するように研究設計がなされている 48。 また、SCRIPT は、Lucerne、 Biel 、Bern の

各都市における非医療用大麻の使用に対する、薬局での規制された非営利の大麻販売と関連するアドバイザリーサービスの影響を評価するパイロットプロジェクトである 49。

タイ

タイでは、最近の法的通知により、医療以外の目的での大麻使用の法的地位が不明瞭なままになっている。禁止物質(薬物)のリストから大麻を削除したことで、法的な空白が生まれ、その後、大麻の非医療的使用を規制することを目的とした複数の通知が行われている。これらの新しい通知や規制に加えて、大麻の非医療的使用に関連する多くの犯罪は、1990年代からの法律でまだ取締りの対象となっている。

タイ伝統医学知識保護促進法(Protection and Promotion of Thai Traditional Medical Knowledge Act B.E. 2542)に基づき、タイは大麻植物の開花上部を規制ハーブに分類し、規制当局の監督下に置いている。従って、そのような規制されたハーブの研究、輸出、販売、または加工には正式な承認が必要である。承認許可を得た者は、医師の指示がない 20 歳未満の個人、妊娠中または授乳中の女性、および生徒・学生への大麻販売の禁止など(ただしこれだけに限定したものではない)を含む法定条件を遵守する必要がある。さらに、管理されたハーブであっても、自動販売機、電子プラットフォーム、またはデジタルネットワークを介した配布や大麻製品の商業広告は禁止されている。大麻抽出物は、麻薬法に基づき、その製造、流通、使用に許可が必要な麻薬として規制されている。この規制の枠組みは、医療目的および特定の健康製品での使用を管理することを目的としており、製造業者が必要な許可を取得し、消費者の安全を確保し、誤用を防止するためにさまざまな通知で概説されている確立された基準に準拠することを保証するものである 50。

しかし、タイでは大麻に関する法律が急速に変化する可能性がある。公衆衛生省は、内閣の検討のために大麻および麻法の草案を提出した。この法案は、医療給付を活用し、(麻の)産業応用を可能にし、大麻と麻の科学的研究を促進することを目的として、大麻と麻の栽培、生産、流通、輸入、輸出をカバーする包括的な規制および監督メカニズムを導入することを目的としている。このような規制措置は、公衆衛生を保護し、大麻や麻の消費に関連する潜在的な悪影響から脆弱な人々を保護することを目的としている。また、この法案は、誤用を抑止し、娯楽目的での消費を禁止し、これらの植物の栽培許可を求めるための条件を課すことも目指している51。

まとめ: 医療以外の目的での大麻の栽培と販売をさまざまなレベルで許可している 国々における最近の政策動向 (World Drug Report 2024 UNODC)

まとめ:大麻の非医療使用に関する法的措置		
ドイツ	大麻法が2024年4月に施行された。この第1の柱は、成人の非医療大麻への管理下でのアクセスを認め、個人消費のための家庭栽培と、大麻クラブやクラブ内での非商業的な大麻栽培を可能にすること。同法の第2の柱は、非医療用大麻の商業サプライチェーンのための地域パイロットプロジェクトを立ち上げである。	
ルクセン ブルグ	2023年6月以降、自宅での非医療的な大麻の栽培と所持が合法化され、公共の場での少量の大麻所持に対する罰則が軽減された。	
マルタ	2021年以降、非医療使用、家庭栽培、および認可された非営利団体による成人用大麻の 栽培が合法化された。	
オランダ	管理された大麻のサプライチェーンは、ブレダとティルブルフの自治体から始まる10の 自治体で実験され、規定された管理下での供給で非医療大麻の栽培が可能になった。こ れは、良質な大麻供給の非犯罪化の可能性を調査し、最適な実施方法を検討し、その ような非犯罪化が人々の健康と安全に及ぼす影響を評価することを目的としている。	
南アフリカ	2023年の私的目的のための大麻法案は、私邸での成人による大麻の栽培、所持、消費に 関する法的規定を定めた: 国民議会で承認され、現在は議会の上層部であるの全国州 評議会で議論され、2024年までに結論が出される予定である。	
スイス	2021年以降、地方レベルの組織による共同パイロット試験が実施されており、代替規制 戦略の非医療用大麻使用に与える影響、およびスイスにおける国の意思決定に役立てる ため、大麻市場規制の可能性とその限界に関するエビデンスが集められている。	
タイ	最近の法的通知により、非医療目的での大麻使用と供給の法的地位に関する明確さの欠如が指摘された。禁止物質(薬物)のリストから大麻を削除したことにより、法的な空白が生まれた。その後、医療以外の使用を規制するための複数の通知が行われている。	

オランダにおける社会実験の5つのフェーズ (World Drug Report 2024 UNODC)			
フェーズ	日付/期間	説明	
準備段階	2020年7月以降	> 合法的な大麻栽培のための栽培者の選択と指定。	
スタートアップフェーズ	2023年12月15日; 最大6か月予定	> ティルブルグとプレダのコーヒーショップに、 規制対象の大麻を最低2つの大麻栽培者が供給。 >参加自治体で提供される大麻は、合法および違法 な供給源から供給。	
移行期	2024年第1四半期末。 スタートアップフェー ズ後6週間の予定	> このフェーズは、生産される大麻の量、品質、 多様性が十分であることが確認された後、開始。 > 閉鎖的なコーヒーショップのサプライチェーンに とって重要なすべての条件が完了。 > 合法的に調達された大麻と違法に調達された大麻 の両方が利用可能。	
実験段階 (評価期間を含む)	最低4年間継続予定	>栽培者は、規制対象の大麻を参加10の自治体のすべてのコーヒーショップに供給。 > コーヒーショップは、実験とその結果の均一性を確保するために、規制された大麻のみを販売することを要請。 > コーヒーショップのオーナーは、販売される製品の品揃えに関して生産者と合意することを要請。 > 実験の効果を記録するためのモニタリング機構の確立。	
完了フェーズ	前のフェーズに続く	> 政府が別段の決定をしない限り、10の自治体に おける既存のオランダの法律および規制の適用に 戻る。	

オレゴン州の薬物の非犯罪化に関する短い経験

世界には、大麻だけでなくその他の規制物質(薬物)を含めてその無許可の所持または使用 に対する刑事罰を撤廃した(または課したことがない)国がある。米国では、連邦法は薬物 の所持または流通に対する刑事罰を保持しているが、この点に関して地方自治体および州 レベルでは、薬物政策を変更しているところもある。その変更は、主に特定の目的での大 麻の供給の合法化に向かうか、あるいはその所持または使用を非犯罪化または非罰化する ものである。広く注目されている州の 1 つであるオレゴン州は、非医療用途の薬物所持を あらゆる薬物に拡大することを目指していた。この取り組みは、米国では薬物政策の変更 の最前線にあるものであったが、西ヨーロッパやラテンアメリカの他の国々にとっては目 新しいものではなかった。オレゴン州では、そのような取り組みが最近逆転した。この動 向は、公共の場での薬物所持が再犯罪化されたカナダのブリティッシュコロンビア州での 最近の変化。とともに、薬物政策改革の結果が薬物政策の実施が行われる特定の状況に大 きく依存することを理解することの重要性を強調するものである。また、薬物依存の性質 および特定の行動を犯罪化することの抑止効果について、政策変更の因果関係について推 論を導き出そうとする際、その地域の特定の状況を踏まえる重要性を強調するものである。 オレゴン州の法案 110 号は、薬物依存症治療・回復法とも呼ばれ、2020 年 11 月 りにオレ ゴン州の有権者の約 60%が可決した住民投票で、すべての規制薬物の所持に対する刑事罰 を民事違反として再分類するものである。ただ、規制薬物の製造と流通、および大量の所 持は、罰則の対象となる犯罪行為であり続けている。法案 110 号は、コカイン、ヘロイン、 メタンフェタミンなどの少量の規制薬物の所持を非犯罪化した。軽犯罪ではなく、少量の 所持者は逮捕、刑事告発、投獄の可能性があったため、これらの物質(ヘロイン 1 グラム、 コカイン2グラム、メタンフェタミン2グラムなど)の少量を所持していることが判明した 個人は、今後、民事上の違反の対象となり、最大 100 ドルの罰金を支払うこととされた。 なお、当該個人が健康評価を完了した場合にはその罰金は免除される。

この法案はまた、薬物治療および回復サービス基金を設立し、これは大麻税からの収入と、法執行および投獄の費用の削減によって生み出された財源によって賄われることになっていた。この基金は、解毒サービス、カウンセリング、低バリア物質(薬物)使用障害治療、ハームリダクションサービス、住宅支援、ピアサポートプログラムを提供する民間サービスプロバイダーへの助成金の提供を通じて、薬物依存症治療サービスへのアクセス拡大を支援することになっていた。所持犯罪の再分類は 2021 年 2 月に発効し、州議会は2021 年後半に、治療サービスの提供と他のサービスおよびアウトリーチへのアクセスの拡大を必要とする措置の他の要素を実施するための法律を可決した。当初から、この対策のサービス側は、立法の実施の遅れ、不十分な助成金管理、治療のための限られた資金のために深刻な課題に直面していた。州による内部監査では、サービス提供の断片化と利害関係者の協力の欠如が、スクリーニングを受ける予定の人々に治療を提供し、サービスを提供するという対策の取り組みの多くが危機に曝されていることが明らかになった。これは、

オレゴン州がすでに米国で 2 番目に物質 (薬物) 使用障害の割合が高く、治療へのアクセスを提供するという点で最下位にランクされていたことを考えると、懸念されることであった。 なお、全体的な逮捕、薬物に関連しない逮捕、または暴力犯罪の逮捕に大きな増加はなかった f。

2024 年初頭、オレゴン州議会は、法案 110 の一部を覆すことを圧倒的多数で可決し、規 制薬物の所持を軽犯罪とし、最長 6 ヶ月の懲役刑を科し、法執行機関が個人を薬物治療に 紹介することを奨励したε。法改正が数年後に逆転したため、オレゴン州での薬物所持を非 犯罪化した政策の影響をこの短期間で正確に評価することは困難である。オレゴン州では、 過去数年間で薬物の過剰摂取が増加している。ただ、薬物使用と過剰摂取による死亡は、 薬物法を変更しなかった近隣の州でも増加しており、フェンタニルが米国の西半分に広が ったことによる、薬物市場の根本的な変化が指摘されている。 薬物所持を非犯罪化した他 の国や地域と比較して、オレゴン州は、この措置の有効性を損ない、その逆転をもたらし た可能性のある追加の課題に直面している。国民皆保険サービスへのアクセスが維持され、 経済的不平等が小さいヨーロッパの多くの国・地域とは異なり、オレゴン州ではスクリー ニングと治療の実施は、民間の医療提供者への公的資金の付与に依存している。これらの サービスを管理する規則と資金提供は数年遅れ、州の内部監査によれば、契約の冗長性と 物質(薬物)使用障害治療の「孤立した性質(それぞればらばらの性質)」のために効果 的ではなかった」。非医療目的での薬物所持を再犯罪化することが、オレゴン州における公 共の場での薬物使用や関連障害、薬物過剰摂取による死亡を含む薬物使用問題に何らかの 影響を与えるかどうかは、まだ不明である。さらに、再犯罪化が投獄のレベルや警察と市 民の相互作用にどのように影響するかを監視する努力が必要になる。

- a Office of the Premier, "B.C. Moves to Ban Drug Use in Public Spaces, Taking More Steps to Keep People Safe | BC Gov News," April 26, 2024.
- b Secretary of State of Oregon, "November 3, 2020, General Election Abstract of Votes Measure 110," n.d., https://sos.oregon.gov/elections/Documents/ results/november-general-2020.pdf.
- c Secretary of State of Oregon, "Drug Addiction Treatment and Recovery Act," August 15, 2019, https://sos.oregon.gov/admin/Documents/irr/2020/044text.pdf.
- d Oregon Health Authority, "Oregon Health Authority: Drug Addiction Treatment and Recovery Act (Measure 110): Behavioral Health Division: State of Oregon," n.d., accessed April 25, 2024.
- e Oregon Secretary of State, "Oregon Health Authority: Too Early to Tell: The Challenging Implementation of Measure 110 Has Increased Risks, but the Effectiveness of the Program Has Yet to Be Determined," January 2023.
- f Corey S. Davis et al., "Changes in Arrests Following Decriminalization of Low-Level Drug

- Possession in Oregon and Washington," The International Journal on Drug Policy 119 (September 2023): 104155, https://doi.org/10.1016/j. drugpo.2023.104155.all U.S. states have long criminalized most drug possession. In early 2021, both Oregon and Washington became exceptions to this rule when they fully (Oregon)
- g Oregon Health Authority, "HB4002 Factsheet," March 10, 2024.
- h FB Ahmad et al., "Provisional Drug Overdose Death Counts," National Center for Health Statistics, April 17, 2024.
- i Julie O'Donnell et al., "Drug Overdose Deaths with Evidence of Counterfeit Pill Use-United States, July 2019-December 2021," MMWR. Morbidity and Mortality Weekly Report 72, no. 35 (2023): 949–56.
- j Michael Zoorob et al., "Drug Decriminalization, the Introduction of Fentanyl to Drug Markets, and Fatal Overdose in Oregon," MedRxiv, 2024, 2024.04. 08.24305508.
- k Spruha Joshi et al., "One-Year Association of Drug Possession Law Change with Fatal Drug Overdose in Oregon and Washington," JAMA Psychiatry 80, no. 12 (2023): 1277–83.
- l Oregon Secretary of State, "Oregon Health Authority: Too Early to Tell: The Challenging Implementation of Measure 110 Has Increased Risks, but the Effectiveness of the Program Has Yet to Be Determined."

合法化の影響に関する最新情報

公衆の健康や安全に関する懸念など、公共政策上の懸念から生じる要因と、利益や税収に突き動かされる野心が組み合わさって、カナダとウルグアイ、および米国の州レベルの管轄区域では、大麻のサプライチェーンが合法化され、医療以外の目的での大麻の製造と販売を許可する措置が採用された。大麻の合法化を評価することは複雑な作業であるという事実にもかかわらず、そのような政策変更の賛成派と反対派の両方から、さまざまな措置の結果を見る努力がなされている。しかし、それらは多くの場合、いくつかの指標またはそれらの組み合わせを選択して、特に、既存の結論(現状)に有利な傾向の結果に焦点が当てられている。

合法化の影響が完全に蓄積されるまでには何年もかかるかもしれない。また、政策変更 の影響(意図しない結果を含む)を完全に評価するためには、選択した指標を厳密に監視す るのに何年もかかるかもしれない。しかし、その間に、政策変更の影響についての中間的 な結果を測る尺度として、これらの指標の短期的な変化を観察する必要がある。2020 年版 と 2022 年版の World Drug Report は、公衆衛生、公共安全、刑事司法制度の観点から、非 医療目的での大麻の営利目的の生産と販売を可能にした政策変更の結果について広範なレ ビューを発表した。そこで、顕在化した懸念の 1 つは、大麻の合法化につながる政策の実 施は「オン/オフのスイッチ」ではなく、むしろ本質的に連続的なものであるが、一方、そ れを評価する一般的な調査研究のデザインは「オン/オフのスイッチ」の観点から企画され ると言うことである。また、大麻を合法化した州や管轄区域の間には体系的な違いや状況 の違いがあることを良く踏まえておくことが重要である。そのため、これらの州や管轄区 域の間で大麻政策の結果を比較することには困難が伴う。従って、州や管轄区域間で結果 を比較することは、理想的な自然の社会実験ではないので、その比較からは、大麻合法化 の異なる影響について十分な情報は得られない。大麻を合法化した州や管轄区域と合法化 していない州や管轄区域のそれぞれで、大麻の合法化前後を比較して指標の変化を見るこ とも、指標の傾向は合法化の状況とは独立したものであるため、誤解を招く可能性がある。 ある州での合法化の影響は、医療目的での大麻使用を合法化していない他の州にも波及す る可能性がある。

これらの点を考慮の上、World Drug Report 2022 で発表された南北アメリカにおける大麻合法化に関する政策変更の影響に関する初期の分析に基づいて、この章では、大麻政策の変更が公衆の健康に与える影響と、大麻生産、大麻の販売および消費を合法化した州や管轄区域における違法市場の存在に関する最新情報を簡単に紹介する。

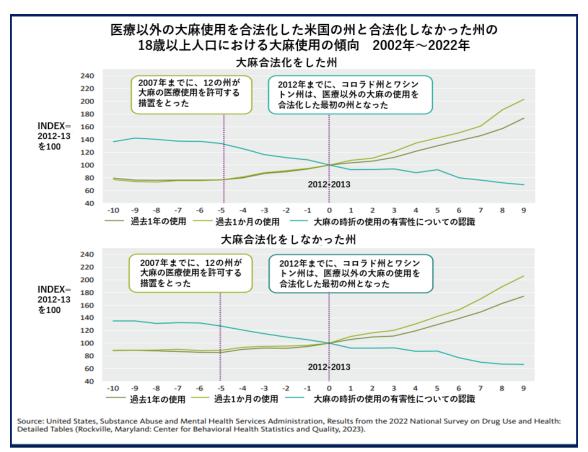
公衆衛生上の成果:成人集団における大麻使用は増加傾向にある

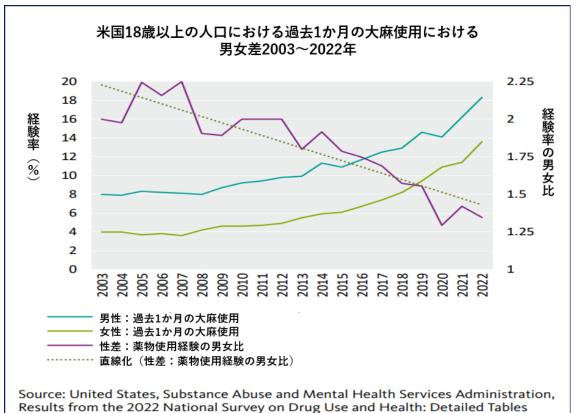
成人集団における非医療用大麻の使用は、特に若年成人の間で、大麻の頻繁または日常 的な使用において、増加傾向を示している。この大麻使用の増加傾向は、カナダ、ウルグ アイ、米国で見られる。カナダと米国では、商業用大麻が完全に合法化されるずっと前に、 大麻の使用の増加が観察されていた。米国の場合、大麻市場の拡大は 2007 年と 2008 年にすでに明らかであり、その頃には実店舗型の「販売所」がコロラド州とワシントン州で一般に向けて医療用大麻を販売していた(事実上の合法化)。これは、最初の 2 つの州が大麻の商業流通チェーンと非医療使用を合法化した 2012 年より前のことである 52。米国における大麻使用の主な増加は、18歳以上の成人の過去 1 か月の大麻使用と、1 日/ほぼ毎日の大麻使用で観察することができ、2002 年から 2022 年の間にほぼ 3 倍に増加した。医療以外の大麻使用が合法化された州では、大麻の使用に関する観測値は、合法化されていない州よりも大幅に高い状態が続いているが、2 つのグループの州の傾向は非常に似ている。大麻の非医療使用の合法化自体は、それを合法化した州での大麻使用の増加を説明するものではない。コロラド州などの一部の初期の合法化導入州での大麻使用はもともと全国平均よりも多かった。従って、合法化は単に以前に始まっていた力学を加速させただけであり、大麻市場の拡大の原因ではなく、結果である可能性が高い。

大麻の使用は依然として男性の方が女性よりも多い。一方で、過去 1 か月の大麻使用の男女差はカナダと米国では縮小しているが、ウルグアイではそれほど減少していない 53 。 米国の場合、2003年から 2022年の間に、女性の大麻使用は過去 3倍以上に増加しており、これは男性よりも大幅に高い増加率である 54 。

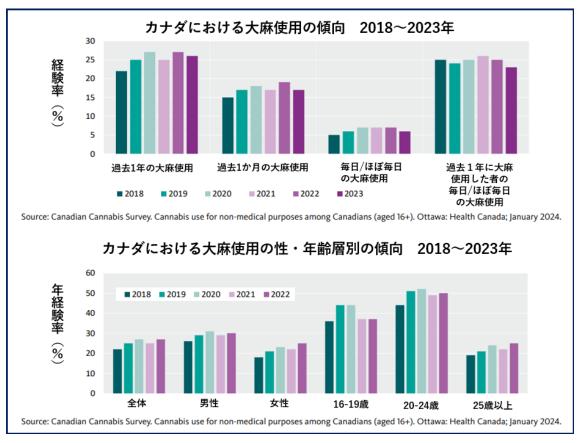
カナダの場合、大麻使用の年々の変化にもかかわらず、合法化後の最初の数年間、特に $20\sim24$ 歳の若年成人の間で、大麻の過去 1 年間の使用、過去 1 か月の使用、および毎日/ほぼ毎日の使用が大幅に増加したが、2020 年以降はある程度安定している 55。ウルグアイでも同様の傾向が見られ、2006 年から 2018 年の間に、一般集団の過去 1 年と過去 1 か月の大麻使用は 2.5 倍に増加した。

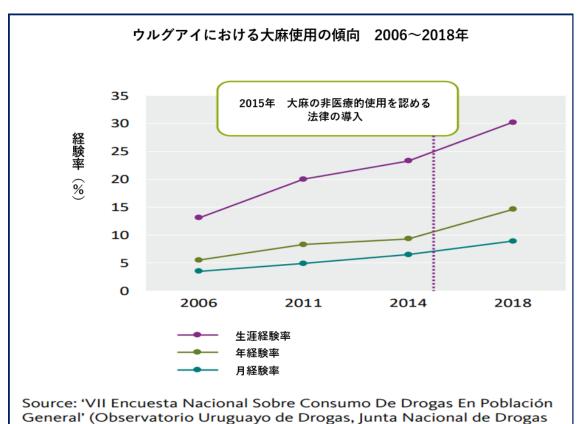
大麻を合法化した国や州・管轄区域は、それぞれ異なるレベルの大麻使用から合法化を始めた。従って、成人における大麻使用の程度については、合法化の影響による結果が異なる可能性がある。カナダとウルグアイ、そしてアメリカの州・管轄区域では、大麻の使用は大麻が合法化されるずっと前から増加し始めていた。従って、成人集団における大麻使用の増加は、政策の変更による影響の一部に過ぎず、政策の変更は以前に始まっていた力学を加速させただけの可能性が高い。北米では、合法化に向けた動きは世代を超えて継続的に進んできた。カナダおよび米国のほとんどの州・管轄区域では、合法化への道は、大麻の医療使用を許可する構想を通じてもたらされたが、それらの構想にはさまざまな程度の許容性と制限があった。このように、大麻の合法的な流通は事実上、正式な合法化よりも前から存在し、そのような初期の合法的な流通は、その後の正式な合法化よりも大麻の使用範囲に大きな影響を与えた可能性がある。





(Rockville, Maryland: Center for Behavioral Health Statistics and Quality, 2023).





(JND) - Uruguay, 2019).

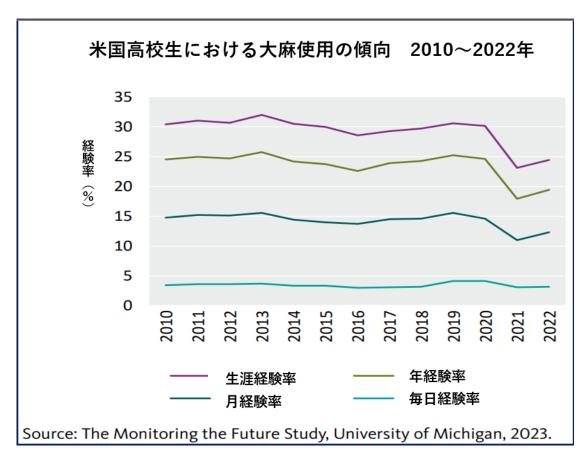
青少年の大麻使用は、むしろ安定している

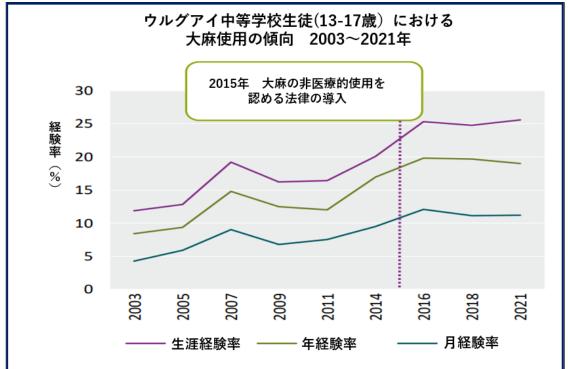
カナダと米国での大麻の合法化は、これまでのところ青少年の薬物使用に影響を与えていないように思われる。これら 2 つの国の青少年の間では、大麻の使用は他の国よりもはるかに高い状態が続いているが、COVID-19 パンデミックの数年間に大麻使用が減少したにもかかわらず、一般的に安定した状態にある 56,57 。大麻の毎日の使用も変化していないが、北米の青少年の間では大麻の電子デバイスによる常習的吸煙が増加している 58 。 特定の年齢未満(18 歳から 21 歳、 州・管轄区域によって異なる)は、新しい規制によっても引き続き禁止されている。

しかし、ウルグアイでは青少年の大麻使用が増加し、2003 年から 2021 年の間にすべての経験率が倍増した。しかし、2016 年以降は安定した状態にあり、2015 年から導入された新政策が青少年の大麻使用の増加に歯止めをかけた可能性が示唆される 59。

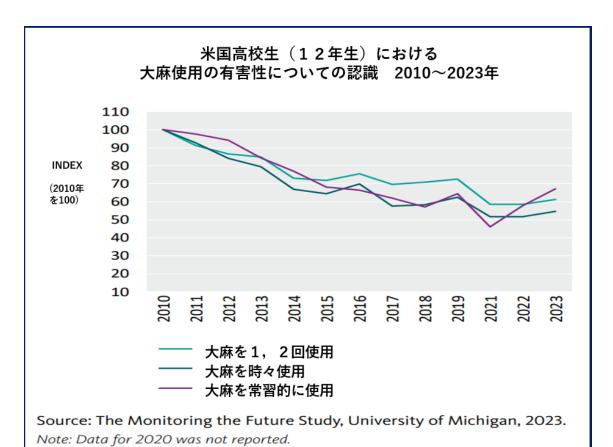
物質(薬物)のリスクについての認識と実際の物質(薬物)使用との間には逆相関があることが明らかにされている。しかし、米国の青少年の場合、青少年の間での時折の大麻使用のリスクについての認識は全体的に低下しているが、その一方で、この大麻使用のリスクについての認識の低下は、過去 1 年間の大麻使用経験率(実際の大麻使用経験)の動向をみると、青少年の実際の大麻使用にまだ影響を与えていないように思われる(最近では大麻のリスクについての認識と実際の大麻使用の間の逆相関が見られない)60。 しかし、大麻の電子デバイスによる吸煙による害のリスクについての認識の傾向は最近変化していることを注視する必要がある。過去 2 年間で常習的な大麻の電子デバイスによる吸煙使用が危険であると認識する生徒が増えている。この傾向が今後数年間続くと、最終的には青少年の将来の大麻使用パターンに影響を与える可能性がある。

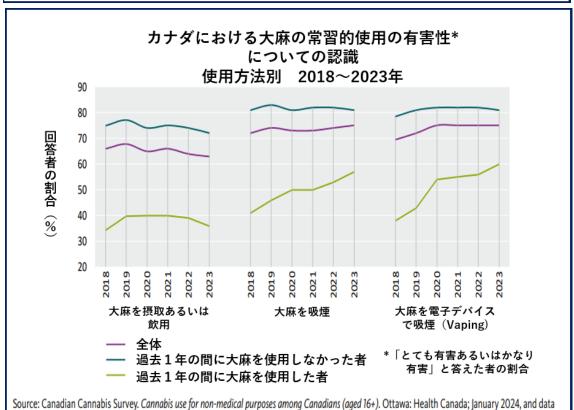
カナダでは、合法化後の大麻の中程度の使用または常習的使用による害についての認識に異なる傾向が見られ、大麻の喫煙または電子デバイスによる吸引については、そのリスクについての認識は増加したが、食用大麻の場合には変化はなく、最近では減少している。過去 12 ヶ月間に大麻を使用した者(年経験者)は、過去 12 ヶ月間に大麻の使用をしなかった者に比べて、そのリスクについての認識が著しく低くなっている ⁶¹。





Source: Junta Nacional de Drogas, IX Encuesta Nacional Sobre Consumo De Drogas En Estudiantes De Enseñanza Media Informe De Investigación, Uruguay, 2022.





from previous years.

大麻の有害な使用と健康への影響

大麻の有害で非医療的な使用は、大麻製品の毎日の使用や頻繁な使用、特に THC の含有量が多く、CBD 含有量が少ないか、またはほとんどない大麻製品 ⁶²の使用によるものであり、薬物使用障害や精神医学的併存疾患、特に精神病性障害を発症するリスクと関連する ^{63、64、65、66}。また、大麻常習者は、THC のレベルが高い大麻製品を使用する際、望む精神活性効果を得るために、使用量を調整して使うことをしない傾向があるという実験的および観察的研究からのエビデンスがある ⁶⁷。

全米の大麻の効力をマッピングした研究では、多くの州・管轄区域で、大麻市場に出回っている製品の大部分が 15%を超える THC を含んでいたと報告されている ^{68、69、70}。大麻の花から高 THC 濃縮物(平均 50%以上の THC)まで、入手可能な大麻製品は多様である。米国で大麻の非医療使用を合法化しているさまざまな州レベルの管轄区域で、吸入製品や食用食品 ⁷¹ などの大麻製品の多様化は、製品の形態と THC 含有量を制限する規制を実施しているケベック州を除いて、カナダでも見ることができる。ケベック州では、食用大麻食品は許可されていないが、他の製品には最大 30%の THC を含むものが許可されている ⁷²。 ウルグアイでは、THC 含有量と大麻製品の範囲は、カナダや米国よりも低いレベルで設定されている。ウルグアイの販売所で売られている大麻の花の THC の最大含有量は 9%であるが、これらの制限は大麻クラブや自家栽培には適用されない ⁷³。大麻クラブでは、最大 15%の THC を含む製品を販売することができる ⁷⁴。

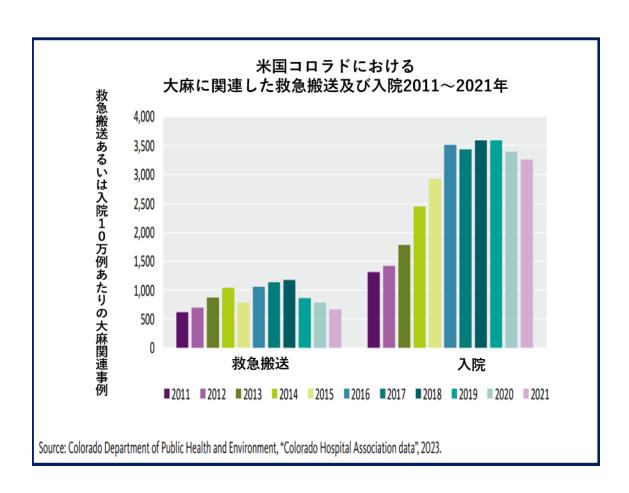
大麻の合法化に関連する健康への影響に関連して、コロラド州では、大麻関連の緊急治療室への受診と入院(大麻使用障害と依存症の治療を含む)は 2013 年以降大幅に増加しているが、2018 年以降は全般的に一定で推移している。食用大麻に関連する緊急治療室への受診は、特に子供で最も増加している。さらに、コロラド州で行われた 2013 年から 2018 年にかけての病院の緊急治療室への受診から得られた管理データを使用した研究では、コロラド州での大麻販売店の開店に関連して、郡全体で精神病関連の緊急治療室受診率が平均 24%有意に増加したと結論された 75。 コロラド州では、大麻関連の救急外来受診の主な理由として、精神症状や重度の心血管症状が報告されている 76。 最近は、大麻関連の入院率は低下している。しかし、その割合は 2011 年から 2021 年の間に倍増した。COVID-19 パンデミックに関連する種々の制限から、パンデミックの年(2020 年から 2021 年)の間は治療を求めることが減り、治療へのアクセスに対する障壁が高くなったと言われている 77。

大麻使用障害の増加傾向は、米国で大麻の非医療用途の流通が合法化される前の数年間に始まったと思われる。さらに、精神障害や自殺願望を持つ者の割合、自殺未遂、意図しない過剰摂取による死亡、大麻の常用による殺人の割合が、特に若年成人の間で増加している 78、79、80。

カナダでは、2015 年 1 月から 2021 年 3 月の間に、大麻使用に関連する入院が、年齢と性別で標準化された入院率でみると 1.6 倍に増加した(10 万人あたり 6.46 人)。入院者数の相対的な増加で最も多かったのは、大麻による精神病で、次いで大麻の離脱症状(退薬症

状)、有害な使用、依存による入院であった。入院患者の3分の1は15歳から24歳であった 81。電子デバイスによる吸引、大麻濃縮物、食用大麻(食品)の入手可能性の増加は、大麻の使用障害や大麻誘発性精神病による入院に見られるように、大麻の全体的な健康被害を増大させる、より有害な大麻製品へのアクセスが、合法化によって開かれたことを示唆している 82。

成人における大麻使用の経験率の増加、使用頻度と量の両面での増加、大麻製品のTHC 含有量の増加、大麻使用と大麻使用障害による入院の増加は、すべて相乗的に相互作用し、大麻の使用をより有害なものにしている 83。



違法市場の根強さ

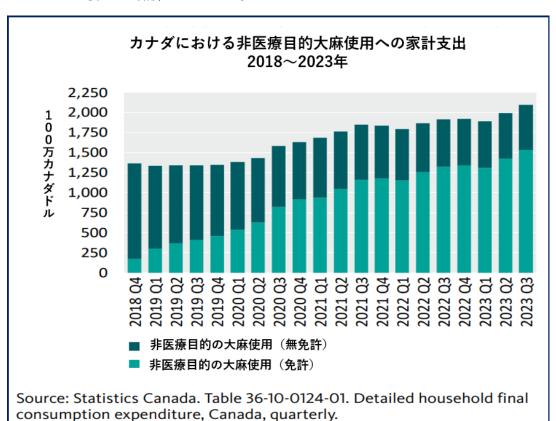
非医療用途の大麻流通の合法化は、大麻に対する強い需要がすでに存在し、違法なチャネルを通じて満たされている状況で行われた。これまでのところ、これらのチャネルは合法的な市場によって完全に置き換えられたわけではないが、一部の州・管轄区域では違法な市場のためのスペースが減少していると報告されている。

合法化後も残る違法市場の報告されている範囲は、州・管轄区域によって異なる。カナダでは、2023年第3四半期に大麻購入者の4分の1以上が無許可の流通源から大麻製品を

購入している。ただ、この割合は大麻の合法化以降減少し続けている 84,85 。大麻使用者 1人あたりの平均大麻月間支出は、2018年から 2023年にかけて減少したが、2021年から 2023年にかけては概ね一定である;2023年には、過去 12ヶ月間に大麻を使用したカナダの人々の 73%が、通常は合法的な流通源から大麻を購入したと報告している 86 。

ウルグアイでは、2023 年 1 月現在、9 万人以上が国内で利用可能な 3 つの供給源、つまり薬局、自家栽培、または大麻クラブを通じて大麻にアクセスしている。これは、ウルグアイ国内で大麻を使用する成人の推定数の 30~35%を占めるのみであり、大麻常習者の需要を満たすための合法市場の能力に大きなギャップがあることを示唆している 87 88,89。

米国では、大麻の違法市場は、カリフォルニア州、コロラド州、ニューヨーク州、オレゴン州、ワシントン州などにもさまざまな形で存在しており 90、91、これらの州の一部では、住民の大多数が合法的な流通源から大麻を入手している 92。 さらに、カリフォルニア州などの一部の大麻販売店は、「店舗で営業し、認可されたディーラーとして自分自身を提示しながら」、申請書の提出と年間更新料の支払いを避けるために、合法的なライセンスを取得しないことを選択する場合がある 95。また、コロラド州では、無許可の栽培、国有林での栽培、大麻が違法である近隣の州への大麻の密輸など他の違法行為が行われており、違法市場の蔓延が見られる 96。さらに、違法市場は、しばしば合法市場や準合法市場(「グレーマーケット」と呼ばれる)と並行して運営されており、特に価格、品質、アクセス性、ライセンス、課税、規制、過剰生産などとの関連から、大麻使用者や流通者にとって魅力的なままであり続ける可能性がある 97.98。



大麻合法化によるその他の帰結

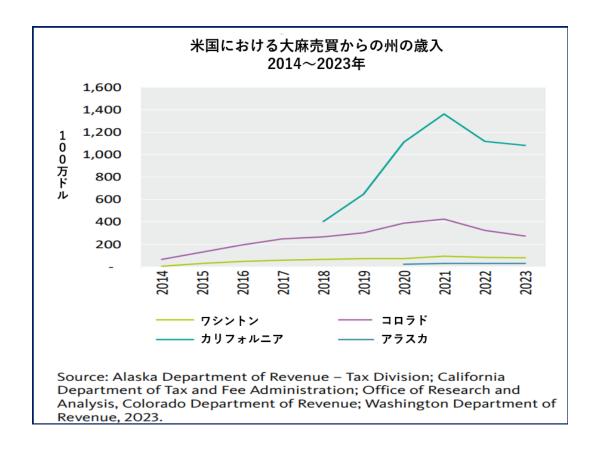
成人の大麻使用による逮捕は大幅に減少している

米国では、大麻の使用を合法化または非犯罪化した州を含め、2000 年以降の一般的な傾向として、大麻所持で逮捕される者の絶対数と割合が大幅に減少している。この傾向は、州が大麻の医療または非医療使用を許可し始めるかなり前から始まっていた。大麻所持を非犯罪化した州では、医療外の大麻使用を合法化した州よりも逮捕率が大幅に減少している ^{99,100}。 しかし、これらの減少にもかかわらず、大麻関連の犯罪の逮捕には人種格差が根強く残っている ¹⁰¹。

大麻の非犯罪化または合法化は将来の犯罪化は防ぐが、現在の記録の抹消など、進行中の人種格差の一因となる可能性のある多くの問題が残されている。大麻を非犯罪化または合法化し、大麻関連の犯罪歴の抹消を提供している州レベルの管轄区域のうち、大多数の州では、犯罪歴記録を持つ者はが救済を申し立てるためには手数料の支払いが必要である¹⁰²。ほとんどの州では、個人の記録が抹消されるまでに数年に及ぶ可能性のある待機期間があり¹⁰³、そのような要件は、経済的に不利なグループに不公平な影響を与える^{104、105}。

大麻からの収入と税金は、合法化の結果として増加したが、近年は一定で推移している

様々な大麻製品の営利目的の生産を含む、非医療用大麻のサプライチェーンの合法化は、大麻業界に投資する企業や非医療用大麻を合法化した州・管轄区域に多額の収益をもたらした。非医療用大麻の合法化は、大麻市場から徴収される税金の額に明確な影響を与えており、非医療用大麻を合法化した州・管轄区域の予算に新たな収入源を追加した。しかし、大麻税から徴収される歳入は、金額的には相当な額に見えるかもしれないが、州全体の歳入に占める割合としては比較的小さく、非医療用大麻を合法化した州の歳入の2%以下しか占めていない106、107。



- 1 Beau Kilmer and Robert J. MacCoun, 'How Medical Marijuana Smoothed the Transition to Marijuana Legalization in the United States', Annual Review of Law and Social Science 13, no. 1 (13 October 2017): 181–202.
- 2 Aviad Hadar et al., 'The Psychedelic Renaissance in Clinical Research: A Bibliometric Analysis of Three Decades of Human Studies with Psychedelics', Journal of Psychoactive Drugs 55, no. 1 (1 January 2023): 1–10.
- 3 "Quasi-therapeutic" refers to practices, interventions, or products that have some characteristics of therapy but do not fully meet the criteria of formal therapeutic methods. Quasi-therapeutic approaches might include certain wellness practices, alternative treatments, or activities that promote well-being but are not officially recognized as medical or psychological treatments.
- 4 Policy changes occurred in the states of Colorado and Oregon. The law in Oregon specifies that a facilitator may provide psilocybin services to clients, including but not limited to diagnosing and treating physical or mental health conditions, but shall not engage in any conduct that requires additional professional licensure.
- 5 The policy change occurred in the province of Quebec.
- 6 Apparently, the term psychedelic renaissance was first coined by psychiatrist Dr. Ben Sessa in his book The Psychedelic Renaissance: Reassessing the Role of Psychedelic Drugs in 21st

- Century Psychiatry, which was first published in 2012. Since then, the term has been used in major magazines, newspapers, books and scientific papers describing the scientific developments as well as the experiences of people who had psychedelic trips, and the broader psychedelic movement.
- 7 See also Richert Lucas, 'The Psychedelic Renaissance', Psychology Today, 14 August 2019.
- 8 Emily Witt, 'The Psychedelic Renaissance: Trip Reports from Timothy Leary, Michael Pollan, and Tao Lin', The New Yorker, 29 May 2018.
- 9 'Article 7 of the Convention on Psychotropic Substances, 1971' (n.d.).
- 10 In July 2018, the Canadian Parliament passed the Cannabis Act, which establishes a legal framework that provides regulated access for medical and non-medical cannabis (for adults 18 years or older), setting out a series of controls governing the production, distribution, sale and possession of cannabis.
- 11 In 2013, the Government of Uruguay approved legislation (Law No. 19.172) regulating the cultivation, production, dispensing and use of cannabis for non-medical purposes.
- 12 The District of Columbia does not allow the commercial production and sale of cannabis.
- 13 National Conference of State Legislatures, 'Cannabis Overview', n.d., accessed 29 December 2023.
- 14 Mafalda Pardal et al., 'Alternatives to Profit-Maximising Commercial Models of Cannabis Supply for Non-Medical Use' (RAND Corporation, 2023).
- 15 See tables on implementation modalities in the online segment of the World Drug Report: Trends in drug markets.
- 16 Wayne Hall and Michael Lynskey, 'Assessing the Public Health Impacts of Legalizing Recreational Cannabis Use: The US Experience', World Psychiatry 19, no. 2 (June 2020): 179–86.
- 17 Wayne Hall et al., 'The Implementation and Public Health Impacts of Cannabis Legalization in Canada: A Systematic Review', Addiction 118, no. 11 (November 2023): 2062–72.
- 18 Daniel T. Myran et al., 'Changes in Cannabis-Attributable Hospitalizations Following Nonmedical Cannabis Legalization in Canada', JAMA Network Open 6, no. 10 (5 October 2023): e2336113.
- 19 UNODC, World Drug Report 2022 (United Nations publication, 2022).
- 20 Bundesministerium für Gesundheit, 'Cannabis Act (CanG)', 26 March 2024.
- 21 Bundesministerium für Gesundheit, 'Fragen und Antworten zum Cannabisgesetz', 18 April 2024.
- 22 Government of Luxembourg (2023, 4 April), 'Pilot Project for Legal Access to Cannabis for Non-Medical Puroposes' (n.d.).

- 23 Government of Luxembourg (n.d.).
- 24 Police Lëtzebuerg, 'New Regulations For The Use And Cultivation Of Cannabis', 24 July 2023.
- 25 Government of Luxembourg.
- 26 Ibid.
- 27 Government of Malta, 'LXVI of 2021 Authority on the Responsible Use of Cannabis Act, 2021 Government Gazette of Malta No. 20,753 18.12.2021', Pub. L. No. Pub. L. No. LXVI (2021).
- 28 Ibid.
- 29 Ibid.
- 30 Ibid.
- 31 Ministerie van Justitie en Veiligheid, 'Toleration Policy Regarding Soft Drugs and Coffee Shops Drugs Government.Nl', onderwerp (Ministerie van Algemene Zaken, 28 November 2013).
- 32 Government of the Kingdom of the Netherlands (2019, 13 November), 'Controlled Cannabis Supply Chain Experiment Act' (n.d.).
- 33 J. André Knottnerus et al., 'Cannabis Policy in The Netherlands:Rationale and Design of an Experiment with a Controlled Legal ("Closed") Cannabis Supply Chain', Health Policy 129 (1 March 2023): 104699.
- 34 Ministerie van Algemene Zaken, 'Aanleiding en opzet experiment gesloten coffeeshopketen Experiment gesloten coffeeshopketen (wietexperiment) Rijksoverheid.nl', onderwerp (Ministerie van Algemene Zaken, 3 April 2019).
- 35 Ministerie van Algemene Zaken.
- 36 Constitutional Court of South Africa, 'Minister of Justice and Constitutional Development and Others v Prince; National Director of Public Prosecutions and Others v Rubin; National Director of Public Prosecutions and Others v Acton and Others', 18 September 2018.
- 37 'The Concerned Acts in Violation of the South African Constitution Are the Drugs and Drug Trafficking Act 140 of 1992 (Drugs Act) and the Medicines and Related Substances Control Act 101 of 1965 (Medicines Act)', n.d.
- 38 Constitutional Court of South Africa, 'Minister of Justice and Constitutional Development and Others v Prince; National Director of Public Prosecutions and Others v Rubin; National Director of Public Prosecutions and Others v Acton and Others'.
- 39 Minister of Justice and Correctional Services, 'Cannabis for Private Purposes Bill (No 19 of 2020)' (Republic of South Africa, 27 February 2024).
- 40 Ibid.

- 41 'SR 812.121.5 Verordnung Vom 31. März 2021 Über Pilotversuche Nach Dem Betäubungsmittelgesetz (BetmPV)', n.d., accessed 24 December 2023.
- 42 Roman Zwicky et al., 'A Research Agenda for the Regulation of Non-Medical Cannabis Use for Switzerland, Zucker Politik-Evaluationsstudien Nr. 20 (Commissioned by the Federal Office of Public Health 2021)', n.d.
- 43 Ibid.
- 44 'Weed Care Informationen', n.d., accessed 12 December 2023.
- 45 Grashaus Projects (blog), 'Studie', n.d., accessed 12 December 2023
- 46 Association ChanGE, 'En Savoir Plus', 28 March 2023.
- 47 'Züri Can Cannabis Mit Verantwortung Stadt Zürich', n.d., accessed 21 December 2023.
- 48 'Le Project | Cann-L', n.d., accessed 12 December 2023.
- 49 SCRIPT, 'Pilotstudie', n.d., accessed 21 December 2023.
- 50 Official communication to UNODC from 2 April 2024.
- 51 Ibid.
- 52 UNODC, 'World Drug Report 2022: Booklet 3', 2022.
- 53 'VII Encuesta Nacional Sobre Consumo De Drogas En Población General' (Observatorio Uruguayo de Drogas, Junta Nacional de Drogas (JND), Uruguay, 2019).
- 54 United States, Substance Abuse and Mental Health Services Administration, 'Results from the 2022 National Survey on Drug Use and Health: Detailed Tables' (Center for Behavioral Health Statistics and Quality, 2323) and equivalent reports from previous years.
- 55 Health Canada, 'Canadian Cannabis Survey: Cannabis Use for Non-Medical Purposes among Canadians (Aged 16+)' (Ottawa, January 2024).
- 56 Miech Johnston R A., et al., 'Monitoring the Future National Survey Results on Drug Use, 1975-2022: Secondary School Students', Monitoring the Future Monograph Series (Ann Arbor: Institute for Social Research, The University of Michigan, 2023).
- 57 Health Canada, 'Canadian Cannabis Survey: Cannabis Use for Non-Medical Purposes among Canadians (Aged 16+)'.
- 58 Carmen C. W. Lim et al., 'Prevalence of Adolescent Cannabis Vaping: A Systematic Review and Meta-Analysis of US and Canadian Studies', JAMA Pediatrics 176, no. 1 (1 January 2022): 42.
- 59 'IX Encuesta Nacional Sobre Consumo De Drogas En Estudiantes De Enseñanza Media Informe De Investigacion' (Uruguay: Junta Nacional de Drogas, 2022).
- 60 Johnston et al., 'Monitoring the Future National Survey Results on Drug Use, 1975-2022: Secondary School Students'.
- 61 Health Canada, 'Canadian Cannabis Survey: Cannabis Use for Non-Medical Purposes among Canadians (Aged 16+)'.

- 62 A balanced ratio between CBD and THC can mitigate the psychoactive effects of THC.
- 63 Marta Di Forti et al., 'The Contribution of Cannabis Use to Variation in the Incidence of Psychotic Disorder across Europe (EU-GEI): A Multicentre Case-Control Study', The Lancet Psychiatry 6, no. 5 (May 2019): 427–36.
- 64 Arianna Marconi et al., 'Meta-Analysis of the Association Between the Level of Cannabis Use and Risk of Psychosis', Schizophrenia Bulletin 42, no. 5 (September 2016): 1262–69.
- 65 Lindsey A. Hines et al., 'Association of High-Potency Cannabis Use With Mental Health and Substance Use in Adolescence', JAMA Psychiatry 77, no. 10 (1 October 2020): 1044.
- 66 Kat Petrilli et al., 'Association of Cannabis Potency with Mental Ill Health and Addiction: A Systematic Review', The Lancet Psychiatry, no. 9 (September 2022): 736–50.
- 67 Janni Leung et al., 'Do Cannabis Users Reduce Their THC Dosages When Using More Potent Cannabis Products? A Review', Frontiers in Psychiatry 12 (18 February 2021): 630602.
- 68 Mary Catherine Cash et al., 'Mapping Cannabis Potency in Medical and Recreational Programs in the United States', ed. Tally Largent Milnes, PLOS ONE 15, no. 3 (26 March 2020): e0230167.
- 69 Sarah D. Pennypacker et al., 'Potency and Therapeutic THC and CBD Ratios: U.S. Cannabis Markets Overshoot', Frontiers in Pharmacology 13 (6 June 2022): 921493.
- 70 However some studies have also shown that the THC potency is often inaccurated and substantially lower than reported on the label.
- 71 George Sam Wang et al., 'Impact of Cannabis Legalization on Healthcare Utilization for Psychosis and Schizophrenia in Colorado', International Journal of Drug Policy 104 (June 2022): 103685.
- 72 Elle Wadsworth et al., 'Legal Sourcing of Ten Cannabis Products in the Canadian Cannabis Market, 2019–2021: A Repeat Cross-Sectional Study', Harm Reduction Journal 20, no. 1 (17 February 2023): 19.
- 73 Mafalda Pardal and Elle Wadsworth, 'Strictly Regulated Cannabis Retail Models with State Control Can Provide Lessons in How Jurisdictions Can Regulate THC', Addiction 118, no. 6 (June 2023): 1005–7.
- 74 Ibid.
- 75 Wang et al., 'Impact of Cannabis Legalization on Healthcare Utilization for Psychosis and Schizophrenia in Colorado'.
- 76 Andrew A. Monte et al., 'Acute Illness Associated With Cannabis Use, by Route of Exposure: An Observational Study', Annals of Internal Medicine 170, no. 8 (16 April 2019): 531.
- 77 Lydia Aletraris, Brian D. Graves, and Joyce J. Ndung'u, 'Assessing the Impact of

- Recreational Cannabis Legalization on Cannabis Use Disorder and Admissions to Treatment in the United States', Current Addiction Reports 10, no. 2 (10 April 2023): 198–209.
- 78 Beth Han et al., 'Associations of Suicidality Trends With Cannabis Use as a Function of Sex and Depression Status', JAMA Network Open 4, no. 6 (22 June 2021): e2113025.
- 79 Michael William Flores, Saul Granados, and Benjamin Lê Cook, 'US Trends in the Association of Suicide Ideation/Behaviors with Marijuana Use among Adolescents Ages 12–17 and Differences by Gender and Race/Ethnicity', Frontiers in Psychiatry 13 (5 January 2023): 1057784
- 80 Cynthia A. Fontanella et al., 'Association of Cannabis Use With Self-Harm and Mortality Risk Among Youths With Mood Disorders', JAMA Pediatrics 175, no. 4 (1 April 2021): 377
- 81 Myran et al., 'Changes in Cannabis-Attributable Hospitalizations Following Nonmedical Cannabis Legalization in Canada'.
- 82 Ibid.
- 83 Albert Stuart Reece and Gary Kenneth Hulse, 'Quadruple Convergence Rising Cannabis Prevalence, Intensity, Concentration and Use Disorder Treatment', The Lancet Regional Health Europe 10 (November 2021): 100245.
- 84 Health Canada, 'Canadian Cannabis Survey: Cannabis Use for Non-Medical Purposes among Canadians (Aged 16+)'.
- 85 Center of Alcohol & Substance Use Studies, 'Cannabis Black Market Thrives Despite Legalization'.
- 86 Health Canada, 'Canadian Cannabis Survey: Cannabis Use for Non-Medical Purposes among Canadians (Aged 16+)'.
- 87 Uruguay XXI: Investment, Export and Country Brand Promotion Agency, 'Cannabis Sector In Uruguay', April 2023.
- 88 UNODC, 'World Drug Report 2022: Booklet 3'.
- 89 Instituto de Regulación y Control del Cannabis and Observatorio Uruguayo de Drogas, 'Mercado Regulado Del Cannabis: INFORME XVI' (Junta Nacional de Drogas, 30 June 2023).
- 90 Emmanuelle Auriol, Alice Mesnard, and Tiffanie Perrault, 'Weeding out the Dealers? The Economics of Cannabis Legalization', Journal of Economic Behavior & Organization 216 (December 2023): 62–101.
- 91 Caroline Anders et al., 'Legalization of Marijuana and Its Effects on Licit and Illicit Markets in the United States', in Perspectives on Black Markets v.2, 2022.
- 92 Beau Kilmer and Samantha Pérez-Dávila, 'Nine Insights From 10 Years of Legal Cannabis for Nonmedical Purposes', Clinical Therapeutics 45, no. 6 (June 2023): 496–505.
- 93 Zusha and Vielkind, 'How New York and California Botched Marijuana Legalization; Steep

- Taxes and Heavy Regulation Are Making It Hard for Licensed Pot Sellers to Operate in Some States, Driving More Producers and Buyers to Illegal Outlets. "Our No. 1 Competitor Is the Illicit Market."
- 94 Cato Institute, 'Marijuana Taxes Keep Black Markets Thriving', 20 March 2023.
- 95 Center of Alcohol & Substance Use Studies, 'Cannabis Black Market Thrives Despite Legalization'.
- 96 Caroline Anders et al., 'Illicit Marijuana Grows with Colorado Legalization', in Book Title: Perspectives on Black Markets v.2, 2022.
- 97 Jeremias Lachman, Andrés López, and Sebastián Gómez-Roca, 'A Long and Winding Road: Making Cannabis Black Markets Legal', Cahiers Des Amériques Latines, no. 99 (15 December 2022): 59–80.
- 98 Caroline Anders et al., 'Legalization of Marijuana and Its Effects on Licit and Illicit Markets in the United States'.
- 99 Brynn E. Sheehan, Richard A. Grucza, and Andrew D. Plunk, 'Association of Racial Disparity of Cannabis Possession Arrests Among Adults and Youths With Statewide Cannabis Decriminalization and Legalization', JAMA Health Forum 2, no. 10 (29 October 2021): e213435.
- 100 Andrew D. Plunk et al., 'Youth and Adult Arrests for Cannabis Possession After Decriminalization and Legalization of Cannabis', JAMA Pediatrics 173, no. 8 (1 August 2019): 763.
- 101 Sheehan, Grucza, and Plunk, 'Association of Racial Disparity of Cannabis Possession Arrests Among Adults and Youths With Statewide Cannabis Decriminalization and Legalization'.
- 102 Tanner Wakefield, Stella Bialous, and Dorie E. Apollonio, 'Clearing Cannabis Criminal Records: A Survey of Criminal Record Expungement Availability and Accessibility among US States and Washington DC That Decriminalized or Legalized Cannabis', International Journal of Drug Policy 114 (April 2023): 103983.

103 Ibid.

104 Ibid.

- 105 Lindsay Bing, Becky Pettit, and Ilya Slavinski, 'Incomparable Punishments: How Economic Inequality Contributes to the Disparate Impact of Legal Fines and Fees', RSF: The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences 8, no. 2 (January 2022): 118–36. 106 Adam Hoffer, 'Cannabis Taxation: Lessons Learned from U.S. States and a Blueprint for Nationwide Cannabis Tax Policy', Tax Foundation, 14 December 2023.
- 107 Tony Lange, 'These 23 States, DC Collected \$2.9 Billion in Cannabis Excise Tax Revenue in 2023', Cannabis Business Times, n.d., accessed 9 April 2024.

附表1 米国における非医療目的の大麻使用の合法化と規制

1. アラスカ州、アリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州

	アラスカ	アリゾナ	カリフォルニア	コロラド
法手続き	住民投票, 州法	住民投票	住民投票	住民投票, 州法修正
法律名	Ballot Measure 2	Proposition 207	Proposition 64	Amendment 64
議決	2014/11	2020/12	2014/11	2012/11
施行/法適応	2015/2: 個人所有, 使用,栽培 許可 2016/10: 小売り許可	2021/1/22: 免許発行 2023/1/1~ 2025/1/1: 大麻流通許可	2018/1/11: 免許発行	2012/12: 個人所有, 使用,栽培. 許可 2014/1: 小売り許可
規制当局	Alcohol and Marijuana Control Office	Arizona Department of Health Services	Department of Cannabis Control	Marijuana Enforcement Division (Department of Revenue)
最小年齢	21	21	21	21
居住条件	なし	なし	州外居住者には 免許発行なし	なし
個人の所持 限度	大麻 28.5 g (1 オンス以下)	大麻 28.5 g (1 オンス以下) または 大麻濃縮物 5 g 以下	大麻草及び大麻 28.5 g 大麻濃縮物 8 g	28.5 g
家庭における栽培	6大麻草、そのうち 3は開花させること が可能。 公衆の目に見えない 様にする。 合法的所有者、また は合法とで栽培。	6 大麻草、 栽培はロック付き の囲まれた エリア内。 公衆の目に見えな いようにする。	地植収処大空場です 6 私培ま大れ大はに場がを、す草にか見。麻内収は草宮のをは置らえ、草で穫処おまなので、は、、錠、常い、、え乾がびを邸のに、、、錠、常い、、え乾がびを邸のが、え、錠、常い、、え乾がびを邸のり、、、。。さるた内で、は、たの眼にの、、は、たの眼にの、、は、たの眼にの、、は、たの眼にの、さるた内で、は、たの眼にの、さるた内で、は、たの眼にの、さるた内で、は、たの眼にの、さるた内で、は、たの眼にのいる。さるた内で、は、たの眼にのいる。さるた内で、は、たの眼にのいる。さるた内で、は、たの眼にのいる。さるた内で、は、たの眼にのいる。さるた内で、は、たの眼にのいる。	206 大麻草、そのうち 3 は開花させることが 可能。 18 年 1 月 1 日現在、 特定の要件が満てのり、 はいま大 12 のプラントに制限。 植物栽培エリアは、、 を がある。 を がある。

	アラスカ	アリゾナ	カリフォルニア	コロラド
個人間共有	28.5 g	個人所有限度と同 じ+6大麻草	可能	28.5 g
小売り限度	28.5 g 加えて 店舗は1日で以下を 販売できない: -使用可能な大麻の 1オンス以上 -吸入用の大麻濃縮物 7g以上。 または -大麻と大麻製品を合 わせて5,600mg を 超える THC の販 売。	指定なし	大麻草材料 28.5g お よび 濃縮大麻 8g	居住者:28.5g 非居住者:7g
小売り価格 設定	マーケット	マーケット/ 商取引	マーケット/ 商取引	マーケット
THC 最大含量	大麻製品のTHC制限 は 1 回 あ た り 10mg。 パッケージあたりの THC の 許 容 量 を 100mg に引き上げる 新規則導入。	食用大「無製品の 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 し に も し に る り の て り の り て り り り り り り り り り り り り り	カンナビノイドの標 準濃度は、一食当た り 10mg の THC、 パッケージあたり 100mg を超えない こと。 外用大麻製品または 大麻濃縮物には、パ ッケージ あ た り 1,000mg を超える THC を含まないこ と。	任意の食用製品に含まれる濃縮物(電子たば こカートリッジを除 く)の合計 8g、または THC800mg。
登録	なし	なし	指定なし	なし
商用生産	認可された大麻 生産者	認可された大麻 生産者	認可された生産者と 製造業者、その他さ まざまな タイプ	認可された大麻栽培 施設
商用流通	認可された大麻 小 売店	限定された認所に表示に認可になれた、以前に対象には、第一のの認力に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	認可された大麻 小 売店	認可された大麻 小売店

	アラスカ	アリゾナ	カリフォルニア	コロラド
食用大麻に関 する制限	1人分 5mgTHC、パッケージごとに 50mg を超えないこと。 子供に影響与えないパッケージが必要。 リスクに関する個別の警告表示。ただし子供に関心を持たせないように注意。	食用大麻製品の効力は、「業界標準を考慮して妥当なレベル」に保つ(上記参照)。	1 食分あたり THC 10mg、1 パッケージあたり 100mg。 外用大麻製品または大麻製品または大麻製品またり 1,000mg を超える THC が含まれてはならなよび、警告および、が会方する。 成分含有量のリスト表示。	個別に包装は各最大THC 10mg。 警告ラベル「ところに要すること。ラベルを持たけ、ないを持たせないを持たせないを持たせない。会別の売れた包ごと、スバロ別にマーク、ニ刻の間、まかば、ようないのようない。会別、果物のよってはない。
宣伝・広告	認可ない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	子供への大麻製品 の大麻製品 の大麻製品 の禁止、子 供向けに販売され ている食ンドに いるもの、ま は で が るもの、名前の大 体 製品の禁止。	21歳以上に限定。 虚偽の健康上に限定。 協の健康上の 主張品をは点の 主張品をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいる。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	宣伝・広告は視聴者の 30%未満が 21 歳未満 のメディアに限定。 広告を集中して実施す る場合、4 つの警告文 を含める。

	アラスカ	アリゾナ	カリフォルニア	コロラド
税	栽培によりでは、 おきないでは、 おきないでは、 がいできないでは、 おいでは、 はいでは、 はいでは、 がいできないできないできないできます。 はいでは、 はいできないできます。 はいできないできます。 はいできないできます。 はいできないできます。 はいできますができます。 はいできますができます。 はいできますができます。 はいできますができます。 はいできますができます。 はいできますができます。 はいできますができます。 はいできますができます。 はいできますができます。 はいできますができます。 はいできますができますができます。 はいできますができますができます。 はいできますができますができます。 はいできますができますができます。 はいできますができますができます。 はいできますができますができます。 はいできますができますができます。 はいできますができますができますができますができますができます。 はいできますができますができますができますができますができますができますができますが	大麻および大麻製 および 16%の 物品税に 16%の 物製品にはせられ 2020 年には 5.6%。 また、て 徴 また、て で 取 が また、て で れてい る。	小売の 15%の物品 税、収穫かれの花の乾 燥重量オン。葉の THC の重ますい。 またり 2.75 ドル。 花のオンル。 花のオンル。 花のオンルの税 2.87 ド葉に 大麻の葉に 村がなる 麻の花の映調を ない。 ないない。 ないないでは は、大麻のでない。 でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	店舗で販売されている 大麻に対する州の売上 税(2.9%)。 州の小売 大麻売上税(15%)は、 店舗で販売される小売 大麻に適用。 小売大麻の卸売販売/ 譲渡に対する州の小売 大麻物品税(15%)
使用場所	店内での消費は 許可。 店舗は、大麻およよび 大麻お傷(濃縮物を除 く)を、購入時に費っ されために、類則であった。 でされたといる。 にされたといる。 にされたなれた。 ではないできる。 できる。	指定なし	指定されていないが、現場での消費を可能にするマイクロビジネスの形で存在する可能性がある。	許可されない
大麻使用に関 する制限	公共の場での大麻の 使用は違法。 違反は 100 ドル以下 の罰金。	公共の場所や オ ープンスペースで の大麻の喫煙は違 法。	大麻の使用が許可されていない公共の場所、例えば学校の近くや子供がいる場所などでは、大麻の使用禁止。	公共の場所での大麻の使用禁止。

	アラスカ	アリゾナ	カリフォルニア	コロラド
医療用大麻	1998年:カードによる患者登録、薬局登録をした。 承認された状態についるが、いているが、いていない。 州外の成人事の成人事の人を含る。	2010年法書 2010年 201	1996年と2003年: 患者登録 - 任意登録:協同 組合と集団。 州全体での販売所の 認可は2018年に 始まった。	2000年:患者登録、 診療所はすでに存在し ていた。 州外の患者は除外。 医療用大麻の所有、 使用; 2010年:商業生産と 販売。

	コネチカット
法手続き	立法
法律名	SB1201
議決	2021/6
	2021/6/17:
施行/法適応	コネチカット州議会法案可
1211/14年12月12日 	決。2021 年 6 月 22 日署名。
規制当局	Connecticut Social Equity
水型当内	Council
最小年齢	21
居住条件	なし
	大麻所持は 1.54 オンス(44g)以
個人の所持	下、自宅や車、トラック、グロ
限度	ーブボックスに保管大麻は5オ
	ンス(142.5g)以下

	コネチカット
家庭における栽培	2023年7月1日より、21歳以上 のすべての成人は、自宅内の屋 内で最大6本の大麻草(3本は成熟、3本は未成熟)を栽培するこ とが許可。
個人間の共有	互いに善意の社会的関係を持つ 人々に許可。金銭やその他の物 品と引き換えには不許可。
小売り限度	大麻の小売販売は、抽選で決定 される限定的なライセンス構造 の下で、2022 年末に開始予定。
小売り価格 設定	マーケット
THC 最大含量	大麻の花は重量で30%THC、事前に充填された電子カートリッジを除く他のすべての製品で60%THC
登録	指定なし
商業生産	認可された大麻生産者
商業流通	指定なし
食用大麻に関 する制限	食用大麻製品は、1食あたり THC 5mg に制限。
宣伝・広告	コネチカット州で大麻の宣伝は 違法。大麻製品は、視聴者の少 なくとも 90%が 21 歳以上であ るという「信頼できる証拠」が ない限り、印刷物、テレビ、ラ ジオ、インターネット、看板で 宣伝することはできない。
税	35%の州売上税、販売が行われる都市または町に3%の売上税。 大麻製品に含まれるTHCの量に基づく州の大麻税:大麻食用はTHC1mgあたり2.75セント、大麻の花はTHC1mgあたり0.625セント、他のすべての製品はTHC1mgあたり0.9セント。
使用場所	指定なし

	コネチカット
使用に関する 制限	州立公園、職場、ホテル、および入り口から 25 フィート以内での大麻喫煙は禁止。 人口が5万人以上のコミュニティでは、個人が大麻を吸ったり使用したりできるように、公共の場所を1つ設置する必要がある。
医療用大麻	場所を1つ設直する必要かある。 コネチカット州一般法、第 420f章、第 21a-408 条、マリファナの緩和的使用に関する法律は、 2012 年 5 月 31 日に署名。 医療大麻登録証明書の資格を得るには、患者は法律で定められた衰弱性の病状のいずれかであると医師によって診断されなければならない。 18 歳;コネチカット州の住民対象。矯正局の施設収容者は不可。

2. デラウエア州、コロンビア特別区、イリノイ州、メイン州、マサチューセッツ州

	デラウエア	コロンビア特別区	イリノイ	メイン
法手続き	立法	住民投票	2019/5 議会承認	2019/6/27 住民投票 知事署名 第 129 LD 719
法律名	HB 1 & HB 2	Initiative 71	Bill HB 1438 (Public Act 101-0027)	Question 1 (H.P. 1199 - L.D. 1719)
議決	2023/4/11 2023/4/14	2014/11	2019/6/25 知事署名	2016/11
施行/法適応	2023/4/23	2015/2 個人的所有、 使用・消費、栽培	2020/1/1	2017/1/7 発効、2017/8施行ビジネスに関する規制。2017/1/27、議会は、少なくとも2018年2月まで、小売売上高と課税に関する法律の一部の実施の一時停止を承認。法律は2019/9/19発効。
規制当局	Division of Alcohol & Tobacco Enforcement	該当なし。 商業生産と成人への販 売を規制する別の法律 はまだ可決されていな い。	Department of Agriculture	Department of Administrative and Financial Services (Office of Marijuana Policy)
最小年齢	21	21	21	21
居住条件	なし	なし	部分的に必要	指定なし
個人の 所持限度	大麻の花 1 オンス以下、濃 縮大麻 12 g、また は Δ9-THC が 750 g 以下の製品	2 オンス(57 g)大麻草 6 本(成熟大麻草は3本以 下)	2 オンス(57 g)大麻草 6 本(成熟大麻草は3本以 下)	71.25 g(2.5 オンス) 濃縮物(最大 5 g)

		コロンビア	411.4	
	デラウエア	特別区	イリノイ	メイン
家庭での栽培	違法	1人当たり大麻草 6本、1世草 12本、大麻 4本、大麻 6本 2と本、花形能	「医療では、 「アパ 法」を 「アパ 法」を ではを 高大ではが ではを 高大でに対したがり ではを 高大でに対したがり ではを 高大でに対したがり ではを 高大でに対したがり ではを 高大でに対したがり ではを 高大でに対したがり ではを 高大でに対したがり ではを ではがり ではを ではがり ではを ではがり ではを ではがり ではを ではがり ではを ではがり ではがり ではを ではがり でいまり でいましい。 でいました。 でいました。 でいまので でいまので でいまので でいまので でいまれが ので ないまれが はで ので ないまれが ので ないまれが はいで にいまれが ので ないまれが ので ないまれが にいまれが ので ないまれが にいなる にいまれが にがな にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが にがなが	開花本文 12 本、末は無草 3 本、末は無草 12 本、南草 12 本、南草 12 本、南草にての可家がのできます。 大麻 1 D 所の 1 を 1 を 2 を 3 を 3 を 3 を 3 を 4 を 4 を 5 を 5 を 5 を 6 を 6 を 7 を 7 を 7 を 8 を 7 を 8 を 8 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9
個人朋友	贈与は禁止。	所持制限内は広		所持制限内は広告なし
個人間の	広告なしの所持制	告なしの 28.5g		28.5g 以下(無課金での
共有	限内での共有は許	以下(無課金で		譲渡)まで可
	可。	の譲渡)まで可		
小売り限度	適用なし	適用なし	適用なし	28.5 g(1 オンス); 苗木 12 本
小売り価格設定	マーケット	小売り マーケットなし	マーケット	マーケット/商取引
THC 最大含量	1回 THC 10 mg	最初は設定なし	最初はパッケージあたり THC100mgであった。 農務省は、大麻を注入した製品に含まれるTHC の最大レベルを変更する 場合がある。 カプセル、消耗品、チン キ剤、その他の食用食品 など、THC の含有量が 500mg 以下の大麻入り 製品の所は許可。	食用マリファナ製品: 1 食当たり 10mg を超える THC を含んではならない。 パッケージあたり 100mg を超える THC を 含んではならない。

		コロンビア		
	デラウエア	特別区	イリノイ	メイン
登録	なし	なし	非居住者は、居住者に許 可されている金額の半分 を許可。	プレロール大麻たばこ、 電子喫煙装置、液体濃縮 物を販売する免許には、 たばこ小売ライセンスが 必要。免許を受ける者は 実店舗を持っている必要 がある。
商用生産	栽培施設、 製品メーカー、 ラボトリー	なし	認可された栽培者および クラフト栽培者(販売用 の大麻を栽培、乾燥、硬 化、包装業者)	認可された栽培者;サイ ズから選べる2種類。 販売所では、成熟した大 麻草を無制限に栽培可。
商用流通	認可された 小売大麻販売所	なし	認可された医療用および 非医療用大麻販売者	州当局は、店舗の総数を 制限できない。 地域当局は、施設の数と 場所を規制する場合があ る。
食用大麻に関する制限	食用大麻製品 1食あたり 10mg	現在許可されて いない。	許可。しかし、消費に関 する情報と警告が含むこ とが必要。	食用食品には、製品の 1 食分あたり 10mg を超え る THC が含まれてはな らない。 製品のパッケージごとに 100mg を超える THC が 含まれていてはならな い。
宣伝・広告	制限付き、 特に未成年者に達 する可能性のある マスマーケティン グキャンペーンの 禁止。	該当なし、商業市場なし	企をまるい載費薬効アむび館のトれ許ル適る宗はは広助で量者健上子像校や、フ許進と制にする語の康の供をや図公ィ可はラ限関くを記し、すな記消、有に含遊書共一さフベがす表示。	21歳以上を対象に 限定。 虚偽の広告または虚偽の 健康上の利点の主張に対 する制限。商品を子供に アピールすることは禁 止。

	デラウエア	コロンビア 特別区	イリノイ	メイン
税	商業的に販売され た大麻に対する 15%の小売税	該当なし商業市場なし	大麻の花または THC が 35%未満の製品に対する 10%の消費税。 食用などの大麻を注入した製品には 20%の課税。 THC 濃度が 35%を超える製品には 25%の課税。 イリノイ州の市町村と郡は、追加の地方売上税を徴収することができる。 6.25%の州小売業者の職業税。 消費者には、製品の効力に応じて 19.55%から 34.75%の間で課税。	小売業に対する 10%の 物品税。認可された商業 栽培から認可された小売 店への販売または譲渡に 対して 15%の物品税
使用場所	特定されていな い。	禁止; 現在、市のタス クフォースによ って調査中。	地域の管轄区域および小売店は、許可される場合と許可されない場合がある。 大麻を中心とした指定ビジネスラウンジ。	州が認定したクラブ
大麻使用に関する制限	公共の場、移動中 の車両内での大麻 使用は違法。	公共の場所での 使用禁止 (私有 地での使用は許 可)	大麻の喫煙は、イリノイ 州禁煙法で喫煙が禁止さ れている場所では禁止。	公共の場所での使用禁止 (私有地での使用、また は州の認可を受けたマリ ファナ社交クラブでの喫 煙は許可)。

	デラウエア	コロンビア特別 区	イリノイ	メイン
医療用大麻	2011 年:患者登録 と ID カード、 療所が存在。 州の認からの要が必要 が必要に要件がある。	1998/2010: 患者登録; 大麻を扱う販売所が計 可。居住者、訪問者と もに、すべて麻患者とし は、医療大麻患者ととが できる。	2013年8月、14年の15年の15年の15年の15年の15年の15年の15年の15年の15年の15	1999 年:患者登録また は身分証明書発行。 他の州で認定された患 者を認定。しかし、販 売所での購入には対応 していない。

	マサチューセッツ	
法手続き	住民投票	
法律名	Question 4 Mass. General Laws	
	c.94G	
議決	2016/11	
	2017/12/15	
施行/法適応	2017 年 10 月 1 日以降に発行された	
	免許及び法律は 2019 年 6 月 20 日に 更新された。	
	Cannabis Control Commission	
規制当局	and Cannabis Advisory Board	
最小年齢	21	
居住条件	指定なし	
個人の	1オンスの大麻の花(28.5 g)、濃縮物	
所持限度	5g または自宅で 10 オンス	
初的风及	上京芸でよ 原献された 1 ~のた日	
	大麻草 6 本、隔離された 1 つの住居 に 12 本。自宅では 10 オンスの乾燥	
家庭での栽培	大麻を許可。	
	7 477 2 81 30	
個人間の共有	大麻 1 オンス	
小売り限度	大麻 1 オンスまで 21 歳以上の成人	
	に販売可能	
小売価格設定	マーケット/商取引	
THC 最大含有量	最初は設定なし	
登録	個人情報不要	
商業生産	認可施設	
	認可施設;地方自治体は、事業の運	
商業流通	営を規制、制限、または禁止するこ	
	とができる。 1 食分あたりの THC5mg。パッケー	
食用大麻に	「	
関する制限	の THC を超えない。	
	医療大麻および成人用大麻の免許に	
	関する広告の制限、テレビ、ラジ	
	オ、ポッドキャスト、インターネッ	
宣伝・広告	ト、モバイルアプリ、ソーシャルメ	
	ディア、看板、印刷広告の禁止(視聴 者の少なくとも 85%が 21 歳以上で	
	あると合理的に予想される場合を除	
	く)。	
	l	

	マサチューセッツ
	小売売上高に対する 10.75%の物品
	税。6.25%の州売上税は、すべての大
税	麻製品の小売購入に適用。すべての製
	品の小売購入に対して最大 3%の地方
	消費税(オプション)
使用場所	不許可。敷地内での使用が許可されて
使用物別	いる施設に存在する可能性はある。
大麻使用に	たばこの喫煙が禁止されている場所で
関する制限	は大麻使用は不可。
	2012/2013 年:患者登録または身分証
医療用大麻	明書必要。
	販売所、州外の患者は対象外。

3. ミシガン州、ミネソタ州、モンタナ州、ネバダ州、ニュージャージー

	ミシガン	ミネソタ	モンタナ	ネバダ
法手続き	住民投票	立法	住民投票	住民投票
法律名	Proposal 18-1	HF100	Initiative 190	Question 2 Title 56 Nevada Revised Statutes 678
議決	2018/12/6	2023/4/24	2020/11	2016/11
施行/法適応	商用免許申請は 2019年12月6日 に開始。	2023/8/1	2022年1月1日に免許 申請開始。	2017 年 1 月 1 日発 効、2018 年 1 月 1 日 規制施行。 大麻規制は2020 年 7 月 1 日に発効。
規制当局	Marijuana Regulatory Agency	Minnesota Office of Cannabis Management	Department of Revenue	Cannabis Compliance Board
最小年齢	21	21	21	21
居住条件	指定なし	指定なし		指定なし
個人の 所持限度	大麻濃縮物 15 g以 下所持者では 2.5 オンス (70.8 g)。 自宅は 10 オンス (283 g)。	公共の場で大麻の花 2 オンス、私邸で大麻の 花 2 ポンド、濃縮物 8g	大麻 28.5 g(1 オンス)ま たは濃縮物 8 g	大麻の花 28.5 g (1 オンス)。 1/8 オンスまたは 3.5 g の濃縮物または 食用大麻
家庭での 栽培	公共の場所から見 えない家庭ごとに 大麻草最大 12 本	大麻草最大 8 本、成熟 しているのは 4 本以 下。公開されていな い、密閉された施錠さ れたスペースに設置す る必要がある。	大麻草 4 本、成熟した ものは 2 本。1 つの住 居で許可される植物の 最大数は、個々の制限 の 2 倍。	大麻草6本。 家主の許可を得て、 屋内または囲まれた 敷地内では 12 本以 下。大麻小売店から 25 マイル離れている 必要がある。
個人間の 共有	2.5 オンス、最大 15mgの濃縮物(金 銭授受しない限 り)。	個人の所持制限内	金銭や報酬なしで、個 人の所有制限の 2 倍未 満。	おそらく個人の所持制限と同じ。
小売り限度	おそらく個人の所 持制限と同じ。	指定なし。	新しい法律の下では、 取引ごとに最大 1 オン スの大麻購入か、他の 形態の THC 相当物 (800mg の食用または 8g の濃縮物)を購入可 能。	指定されていないが、おそらく個人の所有と同じ制限。
小売り 価格設定	マーケット /商取引	マーケット	マーケット /商取引	マーケット /商取引

	ミシガン	ミネソタ	モンタナ	ネバダ
最大 THC 含量	未設定	5 mg /サービングおよ び50 mg /エディブル用 パッケージ	指定なし	初期は設定されていない
登録	なし	なし	なし	個人情報不要
商用生産	認可された施設	認可必要	認可必要	ネバダ州の認可施設 では、大麻栽培者 は、大麻廃棄物を計 量して破棄すること により、すべての大 麻廃棄物を法的に説 明する必要あり。
商用流通	市町村は、営業する施設の数を完全 に禁止または制限 することができる。	認可必要	認可必要	人口に対応した市場 数に制限。
食用大麻に関する制限	THC の制限(上記参照)を除く	大麻 50mg/食用パッケ ージ	食用大麻はパッケージ あたり100mgに制限。 一般的な業界標準として、1食あたりTHC含量10mg以下。大麻を 注入した製品は、子供にとって魅力的な形で にとって魅力的なおにない。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である	1 人前の食用大麻製 品 THC 含有量 10mg 以下販売可能
宣伝・広告	大麻施設に関連す る公共の看板の制 限	未成年者への広告の禁止。虚偽または誤解を招く広告の禁止。 未成年者がいる可能性のある場所での広告の制限。その他の広告規制の遵守。	大麻の広告は、電子メ ディアを含むいかなる 媒体でも禁止。	認可された、定はは、 ではは招いでは、 ではは招いでは、 ではは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
税	10%の物品税	州税に加えて、10%の 消費税	小売価格の 20%	卸売販売に 15%の物 品税 小売販売に 10% の物品税

	ミシガン	ミネソタ	モンタナ	ネバダ
使用場所	指定なし	指定なし	指定なし	敷地内の大麻使用ラウンジは許可。2022年11月30日より、認可の見込み。最初の大麻使用ラウンジは、2023年夏にオープン予定。
大麻使用 制限	公共の場所、また は不動または禁 をはないる場合では いる場合では は いる。 は いる。 は いる。 は いる。 は いる。 が で いる。 が で いる。 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	公タク矯者煙蒸能連設港ど助宅敷用まするはウスル施大工をの政制国連をた、車装所をクバ設麻ア吸あ府判立邦受た、車装所のが、一ス、製口いるの所公政け雇ま両置でりまれ、未品ゾ込場所、園府た用た、をのいむ所有空なの住主は機運使ース立年	喫煙が禁止されている 公共の場所では、部門 が許可しない限り、許 可されない。	大麻使用は私的使用のみ。公共の場、連邦政府の土地、または車両内での大麻喫煙は、違法(罰金なし)。
医療用大麻	2008 年:患者登録、年:患者登録、 地方設立 を : 患者例でることがでいる。 おっている がいる はいる がいる がいる がいる はいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる が	2014/2015 年: 患者登録、医療従 事者認定。	2004 年:登録カード所 有者。医師の署名のあ る衰弱性疾患患者	2000 年:患者登録または身分証明書発行。 大麻販売所なし。他の州のプログラムが実質的に類似している場合、州外の患者も認める。患者はネバダ州の書類に記入する必要がある。

	ニュージャージー		
法手続き	住民投票		
法律名	Question 1 New Jersey Cannabis Regulatory, Enforcement Assistance, and Marketplace Modernization Act (A- 21 (P.L.2021,c.16)		
議決	2020/11		
施行/法適応	大麻法は 2021 年 2 月 22 日に署名、直ちに 施行。		
規制当局	Cannabis Regulatory Commission		
最小年齢	21		
居住条件	なし		
個人の 所持限度	大麻 28.5 g(1 オンス)またはその同等物、 または濃縮物 4 g		
家庭での 栽培	家庭での栽培禁止		
個人間の 共有	個人の所持制限と同じ。 支払いや補償がない場合のみ		
小売り限度	成人は、認可された小売業者を通じて最大 1 オンスの大麻を合法的に購入可		
小売価格 設定	マーケット/商取引		
THC 最大含量	未設定		
登録	なし		
商業生産	認可		
商業流通	認可された施設		
食用大麻に	食用大麻製品は、販売単位あたり活性 THC		
関する制限	10mg 以下。		
宣伝・広告	大麻および 41 種の大麻関連器具の広告は、 大麻アイテムの購入が法定年齢に達してい ない個人を対象としたり、または彼らにア ピールするように設計されていたりする方 法を制限。これには、21 歳未満の人の存在 を示唆する玩具、キャラクター、漫画のキャラクターなどの物体、またはその他の描 写を含む。また、6:00 から 22:00 までのテレビやラジオでの広告は禁止。また、スポーツや文化イベントのスポンサーになることも禁止。		

	ニュージャージー
税	一般的な州の売上税 6.625%。さらに、栽培者には 1 オンスあたり 1.52 ドルの社会的公平性物品税 (2023 年 1 月 1 日から開始)。 平均再価格に基づく年間調整された物品税: オンスの平均小売価格が 350 ドル以上の場合、オンスあたり最大 10 ドル。オンスの平均小売価格が 350 ドル未満で少なくとも 250 ドルの場合、オンスあたり最大 30 ドル。オンスの平均小売価格が 250 ドル未満で少なくとも 200 ドルの場合、オンスあたり最大 40 ドル。オンスの平均小売価格が 200 ドル未満の場合は、オンスあたり最大
	60ドル。
使用場所	合法的な大麻を販売する場所に併設された 指定の「大麻使用エリア」(「オンサイト使 用エリア」とも呼ばれる)で許可。
大麻使用 制限	消費は私邸でのみ許可。
医療用大麻	2009年:医療用大麻は、ニュージャージー州の認可を受けた大麻販売所から購入できるようになった。 医師は患者に許可される適切な投与量を決定し、最大は30日間3オンス。 各用量は0.25オンス単位で販売。 居住する州からの有効な医療大麻カードを持っている州外の患者は、ニュージャージー州の居住者カード所有者と同じ保護、および大麻使用に関する保護と許可が得られる。

4. ニューメキシコ州、ニューヨーク州、オハイオ州、オレゴン州

	ニュー メキシコ	ニューヨーク	オハイオ	オレゴン
法手続き	立法		住民投票	住民投票/州法
法律名	HB 2 Cannabis regulation act passed by legislature 31 March 2021	Assembly bill A1248 A Marijuana regulation and taxation act	2023 Ohio Issue 2 (Marijuana Legalization Initiative)	Measure 91
議決	2021/3	2021/3	2021/11/7	2014/11
施行/法適応	2021/4/12 知事署名。 2022/4 販売開始。	2021/3/31 知事 議会法案署名。 2022/12 販売開始	法律は、投票から 30 日後の 2023/12/7 発 効。 ・	2015/7: 個人の所有、消費、 栽培。 2015/10 から 2016/12 まで: 医療販売所を通じて 小売販売。 2017-1:認可小売店 を通じた小売。
規制当局	Cannabis Control Division	Cannabis Control Board	Division of Cannabis Control	Oregon Liquor Control Commission
最小年齢	21	21	21	21
居住条件	なし	なし	指定なし	なし
個人の 所持限度	大麻 56 g (2 オンス) 大麻濃縮 16g 800 mg 注入大麻 を含む食用食品	大麻 85.5 g(3 オンス) または濃縮大麻 24 g 自宅では最大 5 ポンド	大麻抽出物 15g 他の形態では 2.5 オンス	公共の場で:28.5 g 自宅で:228 g
家庭での栽培	一人当たり大麻草 6 本、または一世 帯あたり大麻草 12 本。 公衆の目に触れな いこと。	大麻草 6 本、3 つの成熟 大麻草 3 本と苗 3 本。 または世帯ごとに最大 12 本。	大人 1 人あたり最大 6 本、または 1 世帯あた り最大 12 本。	大麻の花4本
個人間の 共有	個人の所持制限と 同じ。取引、また は商品やサービス の販売に関連して 大麻を贈与するこ とは禁止。	個人の所有制限と同じ。 補償なし。	指定なし	21歳以上の成人への 娯楽用大麻の贈与 は、贈与された金額 が個人の所持制限内 に収まり、譲渡に金 銭的な対価が関連付 けられていない限 り、許可。

	ニュー メキシコ	ニューヨーク	オハイオ	オレゴン
小売り 制限	個人の所持制限と同じ	未定	指定なし	1 オンスのドライフ ラワー5g のカンナビ ノイド抽出物または 濃縮物 16 オンスの 食用形態 72 オンス の液体の大麻 10 大 麻種子 4 つの未熟な 大麻植物
小売価格 設定	2022 年 4 月に開始された規制市場	マーケット/商取引	未決定	マーケット
THC 最大含量	指定なし	未設定	指定なし	未設定
登録	なし	なし	なし	なし
商用生産	認可栽培/生産。 小規模な大麻マイ クロビジネスは、 最大 200 本の大麻 草栽培可	認可	認可	認可された 大麻生産者
商用流通	認可	認可された施設。既存の 医療大麻事業者は、3つ の成人用店舗を運営する ことが許可、それらを医 療用大麻販売所と同じ場 所に配置可。	認可	認可された小売大麻店
食用大麻に 関する制限	指定なし	なし	指定なし	娯楽目的の消費者 向けに製造された 食用大麻は、単回 投与で 5 mg、パッケージ全体で 50 mg に制限。 2022/4/1 以降、 食用大麻の濃度制 限が 1 パッケージ あたり THC 50mg のから 100mg に 引き上げ。1 回分 (THC が 10mg 以 下)の分量を記録。

	ニュー	ニューヨーク	オハイオ	オレゴン
	メキシコ			
宣伝・広告	21 歳麻 キス カール る は カール る 伊 は カール る 伊 は か か い の の か は か か い の の か が か い の の か が い の か が い れ か か か か か か か か か か か か か か か か か か	委員会は、広告を管理す る規則や規制を公布する 権限を持つ	指定なし	大麻販売所の外装に 入場標識が必要。 オレゴン州酒類管理 委員会は、広告をさ らに規制または禁止 する権限を持つ。
税	2025 年までに 12%の物品税を 18%に段階的に引 き上げ。5.125% 総収入税(消費税)	大麻販売 13% a 税。 効力に基づいて製品には 卸売税を適用 (大麻の花 は 1mg あたり 0.5 セン ト、濃縮大麻は 1mg あ たり 8/10 セント、食用 は 1mg あたり 3 セン ト)。	大麻販売に 10%課 税。	2015/10 から 2015/12 までの小売 売上高には税金な し。 2016 年 1 月 5 日以 降は 25%の消費税。 2017 年の売上税は 17%、地域コミュニ ティが最大 3%の地 方税を設定するオプ ションあり。
大麻使用 場所	ビジネスであれば 許可	許可	指定なし	許可なし
大麻使用に 関する制限	公共の場所での使 用は違法。特定の 要件が満たされれ ば、企業の提供す る指定場所での使 用可。	たばこの喫煙禁止場所で は、大麻の喫煙禁止。	公共の場での大麻使 用は違法。	公共の場で大麻吸 引は違法。
医療用大麻	2007 年:2020 年 には、登録された 患者は別の居住者 に限り適格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2014年:登録とIDカード、医療用大麻は、認定された患者(州の居住者)または指定された介護者により「重度の衰弱または生命を脅かす状態」の認定を受けた患者のいずれかに対する医療用途で投与。	2016年:患者登録、医療大麻は、認定された患者(州の居住者)または指定された介護者により「重度の脅かす状態」の認定を脅かす状態」の認定を受けた患者のいずれかに対する医療用途で投与。	1998年:患者登録、 大麻販売所はすでに存在していたが、 法律による認可や大麻の所持、自家栽培の規制は明確に許可されていない、

5. サウスタゴタ州、ベルモント州、バージニア州、ワシントン州

	サウスタゴタ	ベルモント	バージニア	ワシントン
法手続き	住民投票	立法	立法	住民投票、州法
法律名	Measure 27	No. 86 S.54 (initiated in February 2020 and went into force in October 2020 without the Governor's s	SB 1406 Marijuana; r ɔ̄ of simple possession Signed by Governor on 7 April 2021	Initiative 502
議決	2020/11	2018/1	2021/4	2012/11
施行/法適応	実施予定日 2022/4/1 であったが、この投票法案は、2021/2 に裁判所によって覆され、2022/11 の中間選挙で投票は否決された。	2018/7/1; 2020/10 より販売 規定施行。	2021/7 発効。法案の規定は、 2022 年の州議会によって再制 定される可能性がある。 2024/1/1 より販売開始および 規制施行	2012/12: 個人所有、使用可 2014/7:小売可
規制当局	Department of Revenue	Cannabis Control Board (proposed under S.54)	Virginia Cannabis Control Authority Cannabis Oversight Commission; Cannabis Public Health Advisory Council Cannabis Equity Reinvestment Board and Fund, and Virginia Cannabis Equity Business Loan Program and Fund	Liquor and Cannabis Board (formerly the Liquor Control Board)
最小年齢	21	21	21	21
居住条件	なし	なし	なし	なし
個人の 所持限度	大麻 28.5g(1 オン ス 以 下)ま た は 濃縮物 8g	大麻 28.5g(1 オンス)以下または 濃縮物(ハシシオイルなど)5g 以下	28.5(1 オンス)以下	大麻の花 1 oz (28.35 g) 濃縮物;7 g 食用大麻 16 オン ス(454 g) 注入液 72 液量オ ンス(2.13 l)
家庭での 栽培	大麻草3本世帯ごとに6本以下。 施錠された空間に置き、公衆の目に触れないようにする。	成熟した大麻草 2 本 または未成熟な大 麻草 7 本	1世帯につき大麻草最大4本個人可。 公衆の目に触れないように保管し、それぞれに所有者の ID が記載された読みやすいタグを付ける。	不許可

	サウスタゴタ	ベルモント	バージニア	ワシントン
個人間の 共有		大麻 28.5 または 1 オンス以下、また は濃縮物 5 g 以下	個人の制限と同じ	不許可
小売り制限		大麻 1 オンス、ま たは大麻製品に含 まれる同等品	28.5 g(1 オンス) または同等品	28.5 g
小売り価格 設定		マーケット	マーケット(制限あり)	マーケット
THC 最大含量		大麻の花上限 THC30%。 濃縮物は THC の 60%を超えること はできない。 食用大麻は、パッ ケージあたり 50 mg、1食あたり 5 mg の制限。	指定なし	初期は設定なし。
登録		なし	なし	なし
商用生産		認可	認可された数を超えてはならない: a)大麻製造施設、60。 b)大麻栽培施設、450	認可された大麻生産者
商用流通		認可	認可された数を超えてはならない: a)小売大麻店、400。 b) 大麻卸売業 25。	大麻は、州の認可 を受けた小売店で のみ販売および購 入できます。
宣伝・広告		広あ費無供者りな聴き はたり長ンリピンは、リープ、リーと告が が、しず、ーと告がです。の が、したルキルはは以あで 21歳的合に はは以あで免許で で消、提年たき視がとき がとき がとき	製品の広告とプロモーション に対する合理的な制限に関す る規制委員会による審査。	大は地を敷べ広規看麻めけク子る写解、内 2 地で告則板と適く供可にいていた。のと画のア性可が可常にで形止は大のと画のア性でいた。、麻画をの描ピののがは、、麻画をの描ピのをしていた。の屋し板やを務々やルるの屋が、す外いや大含付ラ、す描

	サウスタゴタ	ベルモント	バージニア	ワシントン
%税	大麻税 15%を提 案。	大麻小売販売の売 上価格の 14%	大麻小売販売税 21%。地域に よっては 3%の現地オプション 売上税が適用される場合があ る。	大麻物品税 37%。 州売上税 6.5%。 消費税: 7.0-10.4% (既存の地方消費 税 (0.5-3.1%) を 適用するオプショ ン)。
大麻 使用場所		たぶん許される	指定なし	禁止
大麻使用に 関する制限	州が使用を許可した地域以外の公共の場所では禁止。 たばこの喫煙が禁止されている場所での大麻喫煙禁止。	個々の住居に限 定。通常のたばこ 禁煙場所に加え て、通り、路地、 公園、歩道での大 麻使用禁止。	個々の住居に限定。 通常のたばこ禁煙場所に加 え、通り、路地、公園、歩道 での大麻禁止。	公衆の目に触れる 場所での大麻使用 は違法。
医療用大麻	2020 年、サウス ダコタ州の有権者 は、Initiated Measure 26 を可 決し、医療用大麻 を承認した。	保健省は、適格な 状態と診断された 適格な患者の申請 を審査。保健省は 医師に状態を確 認。	2020 年:登録は、特定の条件 に対する医師からの認定に基 づく。	1999/2010/2011: 登録カードまたは 身分証明書不要。 2012/11 に承認された大麻販売所は、2014/7 に最初の店舗をオープン。 1999 年医療用大麻所持; 2012 年医療用大麻自家栽培許可。

6. メリーランド州、ミズーリ州、ロードアイランド州

	メリーランド	ミズーリ	ロードアイランド
法手続き	住民投票	住民投票	立法
法律名	Question 4	Amendment 3	The Rhode Island Cannabis Act
議決	2022/11/9	2022/11/9	2022/5/25
施行/法適応	2023/7/1 施行	2022/12/8	2022/525
規制当局	Natalie M. LaPrade Medical Cannabis Commission	Missouri Department of Health & Senior Services	Rhode Island Cannabis Control Commission (appointment pending
最小年齢	21	21	21
居住条件	なし	なし	なし
個人の 所持制限	大麻 1.5 オンス 濃縮物 12 g	大麻の花 3 オンス または等量の大麻	大麻最大 1 オンスを所有または 購入可 自宅で最大大麻10オンスあるい は濃縮物最大 5 グラム所持可
家庭での栽培	公の場にない自宅で 最大大麻草 2 本	個人用栽培カードを使用する と、自宅の密閉された施錠施 設で顕花大麻草最大 6 本及び 未成熟大麻草最大 18 本栽培可	成熟大麻草最大 3 本と未成熟大 麻草 3 本栽培可
個人間の共有	商品やサービスの販売に伴 う報酬や譲渡がない場合に 許可	おそらく個人の所持制限と同 じ	大麻の花または同等品の 1 オンス(譲渡が一般に宣伝または宣伝 されていない限り)
小売り制限	小売り規制保留中	小売り規制保留中	公共: 1 オンス oz 家庭: 10 オンス oz
小売り価格 設定	小売り規制保留中	小売り規制保留中	
THC 最大含量	750 mg	規制保留中	
登録	なし	なし	

	メリーランド	ミズーリ	ロードアイランド
商用生産	認可施設	認可施設	認可施設
商用流通	認可施設	小規模取引免許は、2023/9 ま でに審査開始予定	認可された施設; 認可された「ハイブリッド大麻 小売業者」。「癒しセンター」
食用大麻に 関する制限	決定予定	子供にとって魅力的な形やパッケージの食用大麻の販売、または大麻以外のキャンディーと混同しやすいものの販売禁止	なし
宣伝・広告	規制保留中	規制保留中	市や町は、広告を管理する条例 を採択可
税	保留中	保留中	市や町は、広告を管理する条例 を採択可
使用場所	記載なし	記載なし	決定予定
使用制限	公共の場での大麻喫煙禁止	公共の場での大麻喫煙禁止	たばこ喫煙禁止の公共の場での 大麻喫煙禁止
医療用大麻	2014/4、アワーズ法案 881 号署名、2014/6/1 発効。 医療用大麻使用の基盤形 成。2017/12/1、医療大麻 プログラム正に開始	医療用大麻販売所は、2023 /2/6 から娯楽用販売に移行 可。 医療カードを所持している と、消費税免除、より高濃度 THC 大麻を購入可	2022/8/1 現在、認可された医療用大麻栽培者は、成人用の大麻栽培可 2022/12/1 より、ハイブリッド大麻小売業者は成人用大麻を販売可

7. グアム、北マリアナ島、バージン島

	グアム	北マリアナ島	バージン島
法手続き	立法	立法	立法
法律名	The Guam Cannabis Industries Act	The Taulamwaar Sensible CNMI Cannabis Act	The Virgin Islands Cannabis Use Act
議決	2019/4/4	2019/8/21	2022/12/30
施行/法適応	2019/8/4	2019/8/21	2023/1/18
規制当局	Cannabis Control Board	CNMI Cannabis Commission	USVI Office of Cannabis Regulations
最小年齢	21	21	21
居住条件	なし	なし	なし
個人の 所持制限	大麻の花 1 オンス oz 大麻濃縮物 8 g	大麻の花 1 オンス oz 大麻濃縮物 5 g	大麻の花2 オンス 大麻濃縮物 14g 食用大麻1オンス
家庭での栽培	自宅の完全密閉型の施錠された施設で大麻草6本	自家栽培の大麻登録のある場合、鍵のかかった安全な場所で最大大麻草6本栽培可一度に8オンス以下の使用可能な大麻の保管可	安全な場所で最大大麻草 6 本栽培可 一度に 8 オンス以下の使用可能な大麻の保管可 「土地所有者の明示的な同意を得て」、世帯ごとに顕花大麻 6 本と未成熟大麻 6 本以下
個人間の共有	大麻 1 オンスまたは同等品 (報酬がない場合)	個人の所持制限と同じ 非営利目的の場合に許可	
小売り制限	大麻の花 1 オンス 濃縮物 8 g	大麻の花 1 オンス 濃縮物 5 g	
小売り価格 体系	マーケット	マーケット	マーケット
THC 最大含量	800 mg	記述なし	食用大麻単位あたり THC 100 mg
登録	なし	なし	非居住者には大麻税課税

	グアム	北マリアナ島	バージン島
商用生産	認可施設	認可施設	認可施設
商用流通	認可施設	認可施設	認可施設
食用大麻に関 する制限	食用大麻の特定の色の特 別なパッケージ	なし	販売単位あたり THC10mg 以下
宣伝・広告	広告は、大麻の過剰消費 を助長したり、大麻の治療効果を表現 したり、子供を描写した り、子供にアピールする可 能性のある画像を提示し たりしてはならない。	広告は未成年者にとって魅力 的なものとしないこと。	制限内である必要があり、未成年者をターゲットにしてはならなで
税	物品税 15 %	物品税 10%	販売税 18%
使用場所	記述なし	マリファナラウンジとして登録されている施設で許可。 クラス 1 とクラス 2 のラウンジには、異なる要件と異なる特典がある。	成人用ラウンジ
使用制限	公共の場での 大麻喫煙禁止	公共の場での 大麻喫煙禁止	許可証の保持必要
医療用大麻	Proposal 14-A (now, the Joaquin(KC) ConcepcionII Compassionate Cannabis Use Act) ga 2014 年に有権者の住民投票で可決、医療使用のための適格な患者が大麻を利用できるようになった	医療大麻は、Taulamwaar Sensible CNMI Cannabis Act.により、娯楽用大麻の使 用と並行して合法化された。 医療患者にとって、個人の所 持と栽培制限はより緩い	患者登録、州の認可を受けた 大麻販売所、介護者は登録の 必要があり、大麻の花最大 4 オンスまで使用可

附表 2 カナダにおける非医療目的の大麻使用の合法化と規制

1. 連邦、アルバータ州、ブリティシュコロンビア州、マニトバ州

		ブリ		ブリティッシ	ブリティッシ	
	連邦法	アルバータ	ュコロンビア	マニトバ		
法手続き	政府					
法律名	Cannabis Act and Cannabis Regulations	Gaming, Liquor and Cannabis Act and Gaming, Liquor and Cannabis regulation	Cannabis control and licensing Act (CCLA) Cannabis distribution Act (CDA)	Safe and Responsible Retailing of Cannabis Act		
施行	2018/10/17					
規制当局	Health Canada	Alberta Gaming Liquor and Cannabis (AGLC)	Liquor and cannabis regulation branch	Liquor, Gaming and Cannabis Authority of Manitoba (LGCA) Manitoba Liquor and Lotteries (MBLL)		
最小年齢	18	18	19	19		
個人の所持 限度	乾燥または同等品 30g、 新鮮な大麻 150g、 固形製品 450g、 大麻飲料 17,100g(標準 355ml 缶 48 本)、 大麻飲料以外の非固形物 2,100g、 濃縮物 7.5g(固体または液 体)、 大麻草種子 30 個、出芽ま たは開花していない大麻草 4 本	30g または同等の 合法大麻製品	30g または同等の 合法大麻製品	30g または同等 の合法大麻製品		
家庭での 栽培	住居ごとに個人使用のため 大麻草 4 本。有機溶剤を使 用しない場合は、自宅で食 べ物や飲み物などの大麻製 品調整可	家庭当たり 最大 4 本	世帯ごとに大麻草 最大 4 本。 大麻草は、公共の 場所から見えない ように自宅で栽培	家庭栽培禁止		
個人間での 共有	大麻 30g あるいは 30 相当量の合法大麻製品 成人間で共有可					

	連邦法	アルバータ	ブリティッシ ュコロンビア	マニトバ
小売り限度		乾燥大麻 30g、	乾燥大麻 30g、	乾燥大麻 30g、
	***************************************	または相当量	または相当量	または相当量
THC 最大含量	乾燥大麻/新鮮な大麻:乾燥または新鮮な大麻製品にTHCまたはTHCAを添加することはできない。食用大麻:パッケージあたりTHC 10mg。大麻抽出物(摂取用、鼻用、直腸用、膣用):単位(カプセルなど)あたりTHC 10mg、または分注量、パッケージあたりTHC 1000mg。大麻外用(外用):1パッケー		食用食品:パッケージあたり合計 THC 10mg まで。 吸入可能な抽出物 (ベイプ/濃な抽出物 (オイル):パッケージあたり最大 THC 1g、 カプセル:単位あ たり THC 最大 10mg	
商用生産	ジあたり THC 1000mg 大麻製品製造者、医療販売 ライセンス保有者または州 /準州の認定販売業者およ び小売業者を通じて消費者 に販売するためにこれらの 製品を包装およびラベル付 けするには、連邦大麻処理 免許が必要。 各州には、大麻製品に刻印 する物品税スタンプがあ り。			
商用流通	配布は、州および準州政府 の管轄下。セルフサービス のディスプレイや自動販売 機を通じての大麻販売禁止	配布:公共 対面小売:個人 オンライン小売:個 人	配布:公共 対面小売ハイブリッドオンライン小売:公共	配布:公共 対 面 小 売:個 人 オンライン小売: 個人

	連邦法	アルバータ	ブリティッシュ コロンビア	マニトバ
宣伝広告、 包装、 ラベル	若者にとって魅力的であると考えられるようなプロモーション、パッケージ、ラベル付けは祈明確に提示されるようする。食用製品のラベルには、THCを含む製品に対して標準化とされた大麻記が、THC/CBD含有量、公の所有制限を示すための乾燥スト、アレルがの大りリスト、使用目的を付ける必要がある。	若者にとって魅力的であると考えられるようなイン・パッケージ、アケージ、ラベル付けは行わず、重要なれるようにはいます。 顧客にはいいではいいでは、 では、まないでは、 では、まないでは、 では、まないでは、 では、まないでは、 では、まないでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 といいでは、 を含む、といいでは、 を含む、といいでは、 といいでは、 を含む、 といいでいる。 といいでは、 を含む、 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでは、 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでは、 といいでは、 といいでは、 といいでは、 といいでいる。 といいでは、 といいでいる。 といいでいない。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいないでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいる。 といいでいないでいる。 といいでいない。 といいいいでいない。 といいでいないないないでいないないないないないないないないないないないないないな	若でよン、で重確に ととプッけ製示含レ興、方とは が付製に をとかがいけい を提合と ががでいた。 をはいいでは はいでは はいでは はいでは はいでは はいでは はいでは はい	
地域ごとの 大麻税 (カナダ 財務省)	大麻の花 \$0.25/g トリム(刈り取り) \$0.75/g 種子 \$0.25/種子 苗 \$0.25/苗 連邦従価税率:購入者に 届けられた場合、大麻製 品の課税額 2.5%	大麻の花:\$0.75/g に基準 額の 16.8%を加算 トリム:\$0.225/g に基準額 の 17.8%を加算 種子:\$0.75 種子に基準額 の 16.8%を加算した従価 税率 7.5%に控除額の 16.8%を加えたもの(合計 適用率 24.3%)	大麻の花 \$0.75/g トリム \$0.22/g 種子と苗: \$0.75/種 子または苗 連邦税に加えて 7% の州売上税 液体マリファナの蒸 気吸引製品には 20%の州売上税	非医療用大麻に対して卸売付加税; 0.75ドル/gの付加税と 0.75ドル/gに 9%の付加税上乗せ。 6%の社会的責任税。
大麻使用に関する制限	州および準州は、それぞれの管轄区域で特定の規則を制度できるまたは個別を制限に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	車内、子供がよく行く場 所、またはたばこの制限 区域 I	車内、子供がよく行 く場所、またはたば この制限区域	大よイ入場たを法たまよ規い可場の電に、(密共む) しは蒸法消れを関係がある。だたび制でさるは、のは、関係をは、関係を表に費けるので、関係を表にでいる。 関係を表にのいる。

2. ニューブルンスビック州、ニューファウンドランド&ラブラドール州、北西地方

		ニューファウンド	
	 ニューブルンスビック	ランド&	北西地方
		ラブラドール	
ナイケナ		フノフトール	
法手続き			
	Cannabis Control Act Cannabis Management	Newfoundland and Labrador Cannabis	Cannabis Legalization
法律名	Corporation Act Cannabis	Regulations Control and	and Regulation
	Retailers Licensing Act	Sale of Cannabis Act	Implementation Act
 施行	Netaliers Licensing Act	Sale of Califiabis Act	
加 也1 J			
+8.4.1.1.1.□	O L' ND	Newfoundland and	North West Territories
規制当局	Cannabis NB	Labrador Liquor	Liquor & Cannabis
日山ケ松		Corporation (NLC)	Commission (NTLCC)
最小年齢	19	18	19
個人の所持	大麻 30 g または	大麻 30gまたは	大麻 30 g または
限度	等量合法大麻製品	等量合法大麻製品	等量合法大麻製品
家庭での栽培	1世帯あたり大麻草最大 4本。 屋外で栽培する場合は、植物 は少なくとも 1.52 m の高さ の施錠された囲いで囲まれて いる必要があり、屋内で栽培 されている場合は、別の施錠 されたスペースで栽培する	1 世帯当たり大麻草最大4本	1 世帯当たり大麻草最大 4 本
個人間の共有			
小売り限度	乾燥大麻 30 g または 等量大麻製品	乾燥大麻 30 g または 等量大麻製品	
THC 最大			
含量			
商用生産			
	流通:公共	流通:公共	流通:公共
商用流通	対面小売:ハイブリッド	対面小売:個人	対面小売:個人
	オンライン小売:公共	オンライン小売:公共	オンライン小売:公共
食用大麻に			
関する制限			
	大麻の広告と宣伝は、非		
宣伝・広告、	常に限られた状況(たばこ		
包装、	とよく似ている)を除いて		
ラベル	禁止		

	ニューブルンスビック	ニューファウンド ランド& ラブラドール	北西地方
地域ごとの 大麻税 (カナダ財務 省)	大麻の花:0.75 ドル/g トリム:0.225 ドル/g 種子/苗 0.75 ドル 購入者に届けられた場合、 課税額の 7.5%	大麻の花:0.75 ドル/g トリム:0.225 ドル/g 種子/苗 0.75 ドル 購入者に届けられた場合、 課税額の 7.5%	大麻の花:0.75 ドル/g トリム:0.225 ドル/g 種子/苗 0.75 ドル 購入者に届けられた場 合、 課税額の 7.5%
大麻使用に関す る制限	私有地や住居以外の場所での 大麻喫煙は違法	私有地や住居以外の場所での 大麻喫煙は違法	たばこの喫煙が許可されている私有地、列車、車道(自動車を運転していないとき)、公共のイベントに使用されていない公園を除き、どこでも大麻喫煙は違法。

3. ニューブルンスビック州、ニューファウンドランド&ラブラドール州、北西地方

	ノバスコシア	ヌナブト	オンタリオ
法手続き			
法律名	Cannabis Control Act	Cannabis Act Cannabis Statutes Amendments Act	Cannabis, Smoke-Free Ontario, and Road Safety Statute Law Amendment Act, 2017 Cannabis Statute Law Amendment Act, 2018
施行			
規制当局	Nova Scotia Liquor Corporation	Nunavut Liquor and Cannabis Commission	Alcohol and Gaming Commission of Ontario
最小年齢	19	18	19
個人の所持 限度	大麻 30 g または等量の合法 大麻製品	大麻 30 g または等量の合法 大麻製品	大麻 30 g または等量の合法 大麻製品
家庭での栽培	世帯当たり大麻草最大4本	世帯当たり大麻草最大4本	世帯当たり大麻草最大4本
個人間の共有			
小売り限度		乾燥大麻 30gまたは相当量	乾燥大麻 30gまたは相当量
THC 最大含量			
商用生産			

	ノバスコシア	ヌナブト	オンタリオ
商用流通	流通:公共 対面小売:公共 小売:公共	流通:公共 対面小売:個人 オンライン小売:個人	流通:公共 対面小売:個人 オンライン小売:公共
宣伝・広告、 包装、 ラベル	大麻法には、大麻の宣伝に関する厳格な規則がある(たばこと同様)。 大麻、大麻アクセサリー、または大麻に関連するサービスを宣伝することは禁止。	すべての大麻製品、オンラインストア、アクセサリーは、大麻法(カナダ)およびラベル基準、プロモーション、広告、パッケージサイズ、ケースマーキングに関連するすべての該当するヌナブト準州および連邦の法律、規制、細則に準拠する必要がある。	すべての大麻商品は、ラベル基準、プロモーション、広告、パッケージサイズ、ケースマーキングに関する 大麻法(カナダ)に準拠している必要がある。
地域ごとの 大麻税 (カナダ財務 省)	大麻の花:0.75 ドル/g トリム:0.225 ドル/g 種子/苗 0.75 ドル 購入者に配達されたときの課 税額の 7.5%	大麻の花:0.75 ドル/gに基本量の19.3%を加えたものトリム:0.225 ドル/g に基本量の19.3%を加えたもの種/苗:0.75 ドルの種に基本量の19.3%を加えたもの7.5%に大麻製品の課税額の19.3%を加えたもの(合計適用率26.8%)	大麻の花:\$0.75/g、基本量の3.9% トリム:\$0.225/g、基本量の19.3%、種/苗:\$0.75、種、基本量の19.3%、購入者に引き渡されたときの大麻製品の課税額の7.5%、19.3%(合計適用率26.8%)
大麻使用に関 する制限	たばこが喫煙できる区域を除 いて、どこでも違法	たばこが喫煙できる区域を 除いて、どこでも違法	たばこが喫煙できる区域を 除いて、どこでも違法

4. プリンスエドワード島、ケベック州、サスカッチュワン州、ユーコン州

	プリンスエドワ	ケベック	サスカッチュ	ユーコン
	ード島	9.799	ワン	<u> </u>
法手続き				
法律名	Cannabis Control Act Cannabis Management Corporation Act	Cannabis Regulation Act Act to constitute the Société québécoise du cannabis (SQDC)	The cannabis control (Saskatchewan) Act The cannabis control (Saskatchewan) regulations	Cannabis control and regulation act
施行				
規制当局	Provincial cannabis committee Cannabis management corporation	Société québécoise du cannabis	Cannabis Authority under the Saskatchewan Liquor and Gaming Authority	Yukon Liquor Corporation Cannabis Licensing Board (2019)
最小年齢	18	21	19	19
個人の所持 限度	大麻 30 g または等 量の 合法大麻製品	大麻 30 g または 等量の 合法大麻製品	大麻 30 g または 等量の合法 大麻製品	大麻 30 g また は等量の合法 大麻製品
家庭での栽培	世帯当たり大麻草最 大4本	家庭栽培不許可	世帯当たり大麻草 最大4本	世帯当たり大麻 草最大4本
個人間での 共有				
小売り限度		乾燥大麻 30 g または相当 量/1回訪問 Société québécoise du cannabis	乾燥大麻 30 g または相当量	乾燥大麻 30 g または相当量
THC 最大含量		大麻の THC 濃度は、重量あたり 30%を超えてはならない。 固形の食用大麻製品は、パッケージあたり10mgを超える THC が含まれてはならず、識別可能な部分単位ごとに最大5mgのTHC。液体の食用大麻製品は、容器あたり5mgを超える量のTHCが含まれていてはならない。		

	プリンスエドワ ード島	ケベック	サスカッチュ ワン	ユーコン
商用生産		認可生産者	認可栽培者	
商用流通	流通:公共 対面小売:公共 オンライン小売: 公 共	流通:公共 対面小売:公共 オンライン小売: 公共	流通:公共 対面小売:公共 オンライン小売: 個人	流通:公共 対面小売:公共 オンライン小売: 個人
食用大麻に 関する制限		ケベック州で提供される 食用大麻製品は、菓子、 デザート、チョコレー ト、または 21 歳未満の者 に魅力的な製品であって はならない。		
宣伝・広告、 包装、 ラベル		大麻、大麻のブランド、 大麻生産者、または SQDCを宣伝するための 直接的または間接的な広 告は禁止。 看板広告は、SQDCのア ウトレットの内側からの み見える場合は一部許可	先住民保護区にある大体に、独の本は、独のを開発できるという条件で、大麻規制(サスカチュワン州)改集規則の要件を免除される	
地域ごとの 大麻税 (カナダ財務 省)	大麻の花:0.75ドル/g トリム:0.225 ドル/g 種子/苗 0.75ドル 購入者に配達された 場合の課税額の 7.5%	大麻の花:0.75ドル/g トリム:0.225ドル/g 種子/苗 0.75ドル 購入者に配達された場合 の課税額の 7.5%	大麻の花:\$0.75/g に基本量の 6.45% を加えたもの トリム:\$0.225/g に基本量の 6.45% を加えたもの 種/苗:\$0.75 の種 に基本量の 6.45% を加えたもの購入 者に届けられたと き 7.5%に大麻製 品の課税額の 6.45%を加えたも の(合計適用率 13.95%)	大麻の花:0.75 ドル/g トリム:0.225 ドル/g 種子/苗 0.75 ドル 購入者に配達されたときの課税 額の 7.5%
大麻使用に関 する制限	私有地を除くすべて の場所で大麻喫煙は 違法。 ただし、特定の公共 スペースではいくつ かの例外あり。	たばこを吸うことができる区域 (大学と CEGEP キャンパスを除く)を除くすべての場所で大麻喫煙は違法。	私有地や住居以外 の場所で大麻喫煙 は違法。	私有地や住居以 外の場所で大麻 喫煙は違法。

附表3 ウルグアイにおける非医療目的の大麻使用の合法化と規制

	ウルグアイ	
法手続き	政府、国内法	
法律名	Law No. 19.172	
議決	2012/12	
施行	2014/8:個人栽培、 2014/10:栽培者クラブ、2017 半ば:薬局での販売	
規制当局	Institute for the Regulation and Control of Cannabis (IRCCA)	
最小年齢	18	
居住制限	ウルグアイ市民権または永住権	
個人所有制限	個人:月に最大 40g 購入可 その後の規制では、制限は週に 10 g	
家庭での栽培	大麻の花 6 本。年間 480g を超える大麻収穫は許可されていない。	
個人間の共有	家庭でのみ許可	
小売り制限	40g/月、10g/週(薬局を通じて登録ユーザーに販売)	
小売価格設定	政府による価格設定	
課税後の		
g 当り	5gあたり 265 ウルグアイペソ(グラムあたり約 1.2 ドル)	
平均小売価格		
THC 最大含量	すべての製品は、CBD3%以上、THC9%以下を表示	
登録	IRCCA により、3 つのアクセス・モードのいずれかに対応	
商用生産	認可生産者	
商用流通	認可薬局	
食用大麻に		
関する制限		
宣伝・広告	禁止	
税	無税、ただし IRCCA は将来課税予定	
大麻クラブ	15〜45 人のメンバーを持つクラブは、大麻草最大 99 本の栽培可。 会員 1 人あたり乾燥製品年間最大 480g。	
使用制限	ウルグアイの大麻法は、たばこ喫煙禁止の屋内の公共スペースでの大麻使用禁止	
医療用大麻	2013年:可決(法律 19.172)。政令第 46/015 号。 現在、薬局で処方箋付きオイル(CBD)と CBD 入り化粧品販売。	